

令和元年

決算特別委員会

令和元年	9月11日	開会
令和元年	9月11日	閉会

西川町議会

令和元年

決算特別委員会

令和元年

決算特別委員会

西川町議会
議事録

西川町議会
議事録

令和元年西川町決算特別委員会会議録目次

第 5 号（9月11日）

日程.....	1
出席委員.....	2
欠席委員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	2
開議の宣告.....	3
付託案件の審議・採決.....	3
閉会の宣告.....	9 1

令和元年9月11日

令和元年西川町決算特別委員会

日 程（第5号）

令和元年9月11日（水）午前9時30分開議

日程第 1 付託案件の審議

日程第 2 付託案件の採決

出席委員（8名）

1番	荒木俊夫	委員	2番	佐藤仁	委員
3番	佐藤光康	委員	4番	菅野邦比克	委員
5番	大泉奈美	委員	7番	佐藤耕二	委員
8番	佐藤幸吉	委員	9番	伊藤哲治	委員

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	土田浩行	君
会計管理者 兼 出納室長	片倉正幸	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	荒木真也	君
監査委員	高橋將	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

開議の宣告

佐藤委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、決算特別委員会を開きます。

付託案件の審議・採決

佐藤委員長 ここで、本委員会に付託されました認定第1号 平成30年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号 平成30年度西川町水道事業会計決算の認定についてまで審議・採決を行います。審議・採決は会計ごとに行います。

なお、9月2日、6日、9日並びに10日の決算特別委員会で会計ごとに担当課長から詳細に説明を受けましたので、この場での説明を省略します。

認定第1号の質疑・採決

佐藤委員長 最初に、認定第1号 平成30年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。

審査の方法としまして、歳出から順次審査を行います。

質疑に入る前に、ご理解とご協力をお願いいたします。質疑については、さきの運営委員会決定のとおり、審査区分ごとに1人1回で再々質問までとし、討論は省略いたします。

なお、これまでの特別委員会で質問した事項と重複する質問はなるべくしないようお願いいたします。

また、質問される委員は、あらかじめ決算書、附属説明書などのページを示し、要点を整理して質問されることを望みます。スムーズなる審議にご協力をお願いいたします。

また、答弁に当たられる幹部職員のほか担当職員の議場への出入りを認めておりますので、ご了解、ご了承願います。

それでは、一般会計歳出、第1款議会費、第2款総務費について質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、伊藤哲治委員。

9番（伊藤哲治委員） 私のほうから数点質問をさせていただきます。

まず初めに、2款1項5目、決算書の60ページから65ページにかけて企画費の中で光ファイバー網の話がありまして、光ファイバーに関してNTTとの間でやっていらっしゃるわけですけれども、町内を全域を9万8,000キロメートルという光ファイバー網で結んでいるということで説明を受けました。ただ単なるインフラだけ、電話とかそれからテレビに利用するとかそういう形で光ファイバー網を使っているのが今の町の現状だというふうに思っております。

前にも私質問させてもらったことがありますけれども、せっかく町内全域をめぐらす光ファイバー網ができていますので、ただ単なるインフラだけじゃなく、ソフト面で何かできないのか、要するに起こす起業、起業に結びつけることは考えたことはないのかどうか、その辺についてまず最初にお尋ねをしたいというふうに思います。健康管理システムを考えると、光ファイバー網を使ってタブレットを各家庭に置いておけば、わざわざちょっとしたぐあいの悪いやつだったら病院まで来なくても対応ができるんじゃないかとか、そういうこともできるというふうに思いますので、そういう面でソフト面で起業に結びつけることができないのかどうか最初にお伺いをします。

次に、月山ジオパーク推進協議会のことについて、2款1項5目第19節で、月山ジオパーク推進ということで、ずっと協議会でやってきたわけですけれども、5市5町で進めてきた月山ジオパーク推進協議会が認定できなかったということで、今後どういうふうな進め方をやっていくのか。説明では、月山フォーラムという組織をしてやっていきますという話ですけれども、せっかくの月山をどういうふうな生かし方をやっていくのかをお尋ねをします。

次に、2款1項5目7節から14節、里山社会・文化研究所運営事業についてお尋ねをします。町民意識調査を行い、郵便料として50万ほど使用していますけれども、人材育成講座というのは、里山研究所で行ったのかどうか、それと同時に西川版幸福度指標、里山研究所でやっていきますよというお話がありましたけれども、今のところ途中でとまっているんじゃないかという理解をしております。そういう面で幸福度指標について、今後の進め方をどうやるのか、しがらみ、あるいはきずな、幸せ等が町民意識調査の結果出てきたというお話がありますけれども、幸福度指標をどのような形で今後策定をしていくのかお伺いをします。

次に、2款7項1目開発費、13節委託料、81ページから83ページにかけて、月山湖大噴水の点検整備費委託ということで1,370万円ほど使用しているわけですが、月山湖大噴水については、前にも質問させていただきましたけれども、もうリニューアルが必要な時期に来ているんじゃないかというふうに思うわけです。今後、全面リニューアルするには、多額の費用が必要だというふうに町当局も答弁をしていますけれども、今後の月山湖大噴水の今後の継続する見込み、あるいは前の答弁ではやめることも考えるという話をしていますが、その辺どういうふうに今後見通しとしてやってくのか、そのことについてお尋ねをしたいというふうに思います。

次に、11節の需用費で水の文化館の今後の進め方についてお尋ねをします。水にこだわったまちづくりのシンボルとして、水の文化館をつくったわけですが、今、水の文化館はほとんど機能していないという状況じゃないかというふうに捉えています。春から秋までの間だけ開く、それにしても、その間もなかなか恒常的にきちんとした水の文化館としての役割を果たしていないんじゃないかというふうに理解をしていますので、その辺をどうやっていくのか、冬期間については、やはり今までどおり閉めていくのか、その辺についてお尋ねをします。

次に、2款7項1目開発費の81ページ、高速道路のオーバブリッジ点検業務委託176万円ということで計上されていますけれども、この高速道路のオーバブリッジ点検業務というのはどこに委託をし、どんな調査をなさったのかお尋ねをします。町内には、移管されたオーバブリッジの数が幾つぐらいあるのか。町でも県に対して、重要事業ということでオーバブリッジの整備点検費を県のほうに要望していますけれども、県の対応はその後どうなっているのかお尋ねをしたいというふうに思いますし、今後の修繕の見通し、早急にしなければいけないオーバブリッジがあるのかどうか、その辺についてお尋ねをしたいというふうに思います。

以上、数点お尋ねをします。

佐藤委員長 それでは、土田政策推進課長。

土田政策推進課長 まず第1点目の光ファイバー網の活用についてでございます。整備当時、いろいろとNTTさんなどからもご協力いただきまして整備を進めたわけですが、合わせまして利活用についてもいろいろとモデル事業なども取り組ませていただいたところでございます。その後、普及活動も進めながら並行して対応していただいたわけですが、現在に至っているというふうな状況でございます。

なお、国のほうでも、ソサエティ5.0というふうなことで、さまざまな次世代に向けた利活用の計画がなされておりまして、これに基づきまして、県のほうでも同様の検討を現在進め始めているところがございますので、このような動きと合わせまして本町でも、ご質問いただいた内容等についてもあわせて検討を進める必要があるというふうにご検討されているところがございますので、よろしくお願いいたします。

2点目の月山ジオパークでございますけれども、こちらのほうにつきましては、月山ジオパーク推進協議会の総会が本年の7月10日に開催されたわけでございますけれども、この協議会から、先ほどご質問にありましたように、月山フォーラムというふうな形に移行するというふうなことで、決定をされているところでございます。今後につきましては、これまでさまざまモデルツアーとかいろいろ広域の連携の観光について特に進めてきたわけでございますけれども、これらの実績を踏まえまして、月山エリアの活性化というものをコンセプトにして、ジオパークの情報収集などもあわせて今後これまでの実績を踏まえて広域的な連携を観光分野で特に図っていきたいということで協議されておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

3点目の里山社会・文化研究所でありますけれども、人材育成講座というふうな形ではございませんでしたが、地域づくり計画推進会議、こちらのほうと合わせまして今後のまちづくりについて講演を研究員の方からまず第一弾目いただいているところでございます。今後、この講座等踏まえて、あわせて指標の具体的な作成、策定につきましてもご意見をいただきながら指標化というものを年度末まである程度示していければというようなことで対応を進めているところがございますのでよろしくお願いいたします。

佐藤委員長 それでは、大噴水の整備、それから水の文化館、高速道路のオーバブリッジの委託、この件について土田建設水道課長。

土田建設水道課長 月山湖大噴水のリニューアルの必要性と今後の継続の見込みという質問でございますが、月山湖大噴水につきましては、平成15年に大規模なリニューアル工事を行いました。その後16年ほどたつわけでございますが、毎年の点検業務につきましては、クボタ機工のほうに委託しております。その中で、必要な消耗品等、あとは詳細な点検を行っていただきまして、場合によっては機械を外して工場の中で点検というふうなことでやっています。可能な限りの点検を行いまして、現在運行してございます。その継続の見込みということでありますが、今の状況をまずは点検業務をやりながら運行していくということでございます。

オーバブリッジの点検委託でございます。オーバブリッジの数、あと県への要望についてですが、申しわけございませんが後ほど回答させていただきたいと思います。

佐藤委員長 土田政策推進課長。

土田政策推進課長 私のほうから、水の文化館に関するご質問についてお答えしたいというふうに思います。

水の文化館につきましては平成5年にオープンしておりまして、月山、志津、大井沢の観光拠点等の機能として整備が行われたわけでございますが、寒河江ダム最上川統合管理事務所の協力などもいただきながら運用を行ってきたところでございます。あわせて、平成7年から道の駅として指定してありました水の文化館ですけれども、16年には現在の道の駅のほうに移転をしているというふうな状況にあります。その後、22年から25年にリニューアルを行っているわけですがアクアスホール、ドームの部分については、なかなか老朽化して維持管理も大変だというようなこともございまして、この当時、支障物の撤去を行ったり内装を改修しているところでございます。

そのほか、暗幕の張替えとか、LEDの照明化を進めてきているところでございますが、議員のご質問にありますとおり老朽化が進んでおりまして、維持費も従来どおりの設備ではかかるということから、現在、昨年度からは六十里越え街道のパネルとか、ダムの関連のパネルなどの展示も行いながら運用を行っているというふうなことでございますが、今後、こういった状況を踏まえまして利用者も年々減少している中でございますので、今後、十分検討して対応を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

佐藤委員長 9番、伊藤哲治委員。

9番（伊藤哲治委員） まず、光ファイバー網についてですけれども、政策推進課長のほうから国・県でいろいろ検討しているということで、町でも進めていきたいということなんです。具体的には町でこういうことをやっていきたいんだというような案というのはあるんでしょうか。何もなくて、もう光ファイバーをつけて結構な年数たっているわけですけれども、町としてソフト面でこういうことをやっていきたいという案があるのかどうかお聞きをしておきたいというふうに思いますし、月山ジオパークについては、月山エリアの活性化を今後とも進めるために月山フォーラムを組織して継続していくという話ですが、ジオパークの認定申請は、今後とも継続してやっていくのかどうか、そこも尋ねておきたいというふうに思います。

それから、里山社会・文化研究所につきましては、年度末まで指標をきちっと出していきたいということですが、今どれぐらいの進捗ぐあいになっているのかいらっしゃるのかお尋ねをします。

それと、月山湖大噴水につきましては、平成15年にリニューアルをしたときに、どれぐらいの費用がかかっていらっしゃるのか。多分、およそ20年たっているわけですので、今後リニューアルするとすれば、その当時のリニューアル額よりももっとふえるんじゃないかというふうに危惧をするところです。実際、前の質問のときの答弁で、今後の大幅なリニューアル時には廃止をすることも含めて考えるというふうに町では答弁をしておりますけれども、この件について町長の見解をお尋ねをします。

それから、水の文化館の今後の進め方ということで、需用費30万、委託費170万、工事請負費170万を使って30年度には水の文化館を維持してきたわけですがけれども、実はあそこに行ってみると、課長からもありましたように、ドームはほとんど倉庫代わりになっているんです、実際。だから、水の文化館に行って何を見ようかとなったときに、町が水にこだわったまちづくりをやっていくという割には、あそこを活用していないというのが如実に見えているんじゃないかというふうに思われます。

今後検討していくということは、老朽化が激しいからやめてしまうのかどうかです。それともきちんとリニューアルをして、ソフト面でこういうことをやっていくということも考慮しながら水の文化館を再生をさせていくのかどうかもう一度お尋ねをします。これは町長にお尋ねをしたい。

それから、オーバブリッジに関しては、県の対応はちょっと後でということなので、そこは後でということにさせていただきます。

以上ちょっと。

佐藤委員長 土田政策推進課長。

土田政策推進課長 まず1点目の光ファイバー網の活用についてでございますが、現在具体的な実現可能な案としましては、まだ検討が詰まっていない状況でございます。いろいろ技術の革新とか環境の変化がありまして、県のほうでも具体的な検討を進めるまでには至っていないというような状況でございますので、動きを見てできるだけ活用できるものは活用していきたいというふうに思っているところでございます。

2点目の月山フォーラムでの今後のジオパークの認定でございますが、これまでも説明をさせてきていただいておりますけれども、ジオパークを取り巻く環境の変化、1つは認定が

厳しくなっているというようなこと、あとは世界的な動きもございまして、認定はなかなか現状では経費の問題とか人的対応の問題で早期には困難だというふうな状況にあるということで、月山ジオパーク推進協議会のほうでも評価を行って判断をなされたというような状況にございます。

しかしながら、今後、月山フォーラムでいろいろと取り組みを進めていく中で、さらには情勢の変化などから、ジオパークの認定を行ったほうがいいというふうな判断がなされた場合には、改めて認定について協議を行って対応を必要であれば進めるというふうなところで確認を協議会のほうではなされておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、里山社会・文化研究所の指標の絡みでございますけれども、こちらのほうについては、なかなか難しいテーマでございますので、進捗状況から行くと個人的には3割強、4割ぐらいなのかなというふうに思っているところですが、いろいろと講座なども開きながらご意見もいただいて、町民の方にわかりやすいものとして示せればなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

佐藤委員長 大噴水の件と水の文化館の件については、小川町長。

小川町長 今まさに月山湖の大噴水、さらに水の文化館について、今後のあり方等についてのご質問であります。ご承知のように月山湖大噴水は、設置しましてから約30年です。そして、その中間ごとにリニューアルを行っておりますが、その後大きな事故もなくこれまで推移してきておまして、ただ昨年、油を送るパイプが損傷したというようなことで二、三日、今の噴水を中止した事例がございますが、そういった意味で、ただどの程度あれがもつのかであります。これは修理の段階でもいろんなご報告も受けておりますが、ただこのままずっとそのままのままでいるわけではございませんので、維持、管理は、点検、委託も含めて、そして油代も含めて約年間1,000万であります。

そういった意味では、非常に町の財政に対しても大きなものがありまして、これを新たにというのは、動かなくなって新たにというふうになれば1億数千万でありますし、さらに1,000万の年間経費であります。そういった意味では、今後ますます町の財政が縮小するであろうということでもありますので、そういった中での財政上とにらみ合わせてと思っております。

それから、さらに議会の皆さんからも言われますが、投資対効果、こういったものもであります。そういった意味で、前から申し上げていますが、町もスクラップ・アンド・ビルド、

要するにやめるところはやめると。そして新たな事業展開をやると。そういった想定で今後の町運営もすべきでありますので、そういった観点で今後検討したいと思いますが、ただやはり廃止ということも念頭に置きながら検討すべきだというふうに思っております。

それから、水の文化館であります。水の文化館も同じように約30年になりますが、この間は特にアクアスホールであります。あのホールにつきましては、いろんな展示等も含めてこれまで試行錯誤してまいったわけですが、なかなか利用がなされないと申しますか、できないと申しますか、非常に難しいわけがあります。これまで、いろんな絵画の展示やらそういったものを含めてやってきておりますが、そのようなことでさらにこの水の文化館も、委託料も1,700万ほどであります。

噴水も文化館も全て町の一般財源であります。そういったことで、今後、水の文化館、そして今回は特に2階の食堂も若干縮小して今やっているのがありますが、そういったのを含めて全体的な量、そしてダム資料館の展示室もありますので、本来であればダムの資料も水の文化館で展示したらどうかというような協議もなされたわけですが、そこまで至らなかったということでもありますので、そういった全体的な構想も踏まえてだと思えます。

そういった意味では、先ほども申しましたように、大噴水と同じように今の廃止も含めた検討も必要かと思っているところであります。

佐藤委員長 9番、伊藤委員。

9番（伊藤哲治委員） まず、町長の答弁のほうからもう一度お尋ねをしますけれども、月山湖の大噴水に関して、15年のリニューアルのときに幾らかかったのかというのをさっき答弁なかったんで、それ、後で教えてください。

それと、噴水に関しては、今後本当にリニューアルするには1億円以上かかるということで、廃止も検討しながらいろいろ考えていきたいという話がありました。水の文化館と同様に噴水と水の文化館は、町が水にこだわったまちづくりを進めてきた中でシンボルとしてずっと今までやってきたものというふうに理解をしています。もし仮に、そういう形で廃止をしていくとなったときに、寒河江ダムの湖面利用、あるいは寒河江ダム周辺の利活用、町に人を呼び込むためにあそこをどういうふうに活用していくのかということ、それもあわせて検討していかないと、突然やめたというふうになってしまうのでは困りますので、その辺の検討も進めていくことが必要だというふうに私は思いますので、その件について見解を述べていただきたいというふうに思います。

それと光ファイバー網に関しては、今検討中だということですが、本当に9万8,000キロ

メートルというと地球を二、三周しちゃうぐらいの距離の光ファイバー網を西川町単独で持っているわけですね。それがただ単に電話、あるいは大井沢地区のテレビ関係の使用でとどまっているというのは、宝の持ち腐れじゃないかというふうに思いますので、ぜひあらゆる検討をしていただいて、投資対効果もあるでしょうからやればよいというものではありませんけれども、ただ光ファイバー網を使って企業を呼び込むとか、もう情報が国際的に駆けめぐれるような情報網を持っているわけですので、それに基づいて企業を呼んできて5人、10人の企業をできるんじゃないかというような気もします。その辺も考慮しながら検討を重ねていただきたいというふうに考えています。

それと、高速道路に関しては、町長のほうで何か考えがあったら県のほうにも重要事業として要望しているわけですので、県でどういうふうな対応しているのか、その辺もいつかんでいらっしゃるのだったら回答をお願いしたいというふうに思います。

以上、質問をします。

佐藤委員長 答弁は小川町長。

小川町長 先ほど申し上げましたように、今後、月山湖大噴水、水の文化館、議員おっしゃるように町のシンボルとしての存在でありますので、そう簡単に廃止というようなことではありませんが、先ほど申しましたように、そういったものを想定しながら検討したいというふうにお答え申し上げていますが、それとあわせて、今、国のほうではダム湖面利用というのが非常に叫ばれておりまして、数年前の政権が変わったときにはダムは必要ないというようなそういったことでダムの建設も取りやめられた経過がございますが、今はこういった災害時に、一番と申しますか、頼りになると申しますか、水の管理そういった面ではダムの存在が非常に大きいというような中、今、再確認されておりまして、そして、あわせてダム湖面利用これをどうするかと。ぜひやっていただきたいというのが今の国の方針であります。

そういったことで、一昨年から国交省のほうでダムの利活用の推進会議というようなものが開催されておりまして、全国から20カ所ほどのダムの代表が集まりまして、その湖面利用、こういったものの協議がされておりますが、西川町も今年度から参加させていただいて、町の湖面利用の状況などの報告もいたしているところでありまして、そしてさらに今から20年前ほどですか、寒河江ダムの関係も寒河江ダムを中心にした水源地ビジョンというようなそういった会議がもたれて、要するに寒河江ダムを中心にしての開発計画、これを町だけではなくて民間いろんな関係者を集まってこれを策定しようというような動きがあったんですが、

その後途絶えておりまして、改めてこの水源地ビジョンを改めて会議を開催し、官民一体となって考えていこうというようなそういった国からの国交省からのいろんな方針等もありまして、今年度からこの水源地ビジョン計画について幅の広いご意見をいただくというようなそういったことをしておりますので、その中でも今後、議員おっしゃるような今後の利活用、こういったものを含めて、ご意見を伺いながらやっていきたいというふうに思っていますので、そういったことで国も町もそういった新たな動きがあるということだけのご認識をお願いしたいと思っています。

佐藤委員長 水の文化館について、それから、あわせてオーバブリッジの件も含めてお願いします。

小川町長 水の文化館につきましても先ほど申し上げましたように、この利活用につきましても、水源地ビジョン、これらを含めて検討がなされるということでもあります。ただこれまでも、前々から申し上げていますが、ダム周辺の情報交換会というようなことで国交省、県、さらには高速道路そういった後は町、新庄河川事務所等とも含めて、年2回の情報交換会、さらにはいろんな課題問題を出し合って協議している場がありますが、その中でもこの水の文化館についての利活用、こういったものを話題にしておりますが、なかなか具体的な構想が出て来ないというのが現実であります。

そういったことで、特にあの建物アクアホールは非常に閉鎖的な建物でありまして、なかなか利活用が大変だというような部分があるということではありますが、その部分を含めて、先ほども申しましたように今の30年を経過していますので、それを含めてあとは食堂部分、それから展望部分、こういったものを含めてであります。先ほど申しましたように、経常経費で1,700万というような経緯でありますのでそれらも含めて今後検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あとは、高速道路の関係ですが、オーバブリッジの関係で県のほうに毎回要請しておりますが、その後の県のほうでのオーバブリッジに対する国への要請、こういったものはあの文面で県のほうからなされていると思いますが、その後ちょっと報告は見ておりませんで、改めて状況について確認したいと思っております。高速道路オーバブリッジの関係も先ほど申しましたように、年2回の高速道路も含めた会議を行っておりますので、その折に今のそういったほうで県のほうに要望しているというふうなことも含めて申し上げているところであります。

佐藤委員長 大噴水の修理代について土田建設水道課長。

土田建設水道課長 大噴水のオーバーホール、15年にやったときの費用ですが1億5,200万円ということになってございます。

佐藤委員長 ほかにありませんか。

佐藤耕二委員。

7番（佐藤耕二委員） 3点ほどご質問いたします。

まず1点目は、2款1項1目、町内会長及び隣組長に要する経費ということですが、この中で、今回の地域づくり活動支援交付金が創出されるということなわけですが、これ一般質問でも申し上げたんですけど、今回この決算状況を見て改めてみますと、各委員会あるいは各審議会等々の会長なり委員長の手当等考えますと、やはり区長手当はもう少しあっていいんじゃないかと。根拠がはっきりしていないなというふうに思います。これは誰が区長だからということじゃなくて、全体的に考えますと、非常にそういうようなことが考えられます。今8万4,000円。町内会長手当は今現在は、均等割りで4万3,000円ですが、それに世帯数というふうになっているわけですが、その辺を考えますと、やはりこれはぜひ今回の地域づくり活動支援交付金の中で生かしていただきたいというふうに思います。

2点目は、2款7項1目の開発費、80ページになりますね、この中で水沢温泉、大井沢温泉ですが、修繕費が年々多くかかっているわけですが、先日の委員会で課長のほうから過去3年間でどうなんでしょうかというようなお話を聞いたときに、水沢温泉館は1,100万、大井沢温泉は1,026万ほどかかっているというようなことをお聞きいたしました。

ちょっと昨日さらにちょっとひもといてずっと見ていたんですけど、27年、26年まで5年間にわたって考えれば、両温泉で6,270万ほど修繕費がかかっているみたいでした。そうしますと、これから先、この源泉の維持といいますか、なお一層やはり経費がかかってくるのではないのかなというふうに思います。水沢温泉、あるいは大井沢温泉、志津温泉も含めてなんだろうけれども、観光立町の西川町にとっては非常に大事な温泉だと思います。そういうことを考えますと、今後ではどうやっていくのかと、近い将来はわかりませんが、いずれはやはり大規模なそういう改修、修繕が必要になってくる可能性も十分考えられるというふうには思うわけです。

それで、お聞きしたいんですけど、今の入湯税の使い方がどうなっているのかちょっとお聞き一つします。

そのような大規模になる可能性があるとするれば、やはり基金を創設できないかということ

も考えられるわけですが、その点についてお聞きしたいというふうに思います。

それから、3点目ですが、同じく2款7項1目、寒河江ダム関係に要する経費で、今、伊藤委員からありましたけども水の文化館です。やはり私も、伊藤委員とほぼ同じ考えなんですけれども、水の文化館の条例をひもといてみますと、設置ということで第1条には、町民の自然学習と水の文化に対する意識の高揚を図るとともに健全な余暇活動の場を提供して、本町の観光の振興に資するため文化館を置くというふうになっているわけですね。この設置の目的第1条を見ますと、本当に現状にあっているのかと。

この設置した第1条には、今、本当にかげ離れているのではないかというふうに思うわけです。先ほど伊藤委員のことで答弁いただいていますので、町長からも廃止を含めた検討でいろんな情報交換なんかも行っているというようなご回答があったわけですが、やはり今いろんなことが今までの経過として議会でもいろんな議論がされてきましたけれども、水の文化館はいろんな議論を経てもなかなかやはり前に進まない。町長の答弁にもありましたとおりに、非常に難しい問題もあるということです。やはり検討されるんでしょうけれども、私も廃館の方向で持っていくべきではないかなというふうには思います。

あそこは維持管理はそんなにあれなんだろうけれども、委託料がやっぱり1,700万。あそこの雪下ろし、前回委員会で聞いていたんですけれども、1回だけの雪下ろしだけで55万もかかっているというようなことですね。そういうことで、先ほどの町長の答弁もありましたのでこの件に関しましては、第3条に指定管理者というふうにあるわけです。この第3条は、水の文化館の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を法人等をお願いするというふうになるわけです。

今、当然、総合開発に指定管理任されているわけですが、この設置の目的がやはりなされてはいないんじゃないかということを含めまして、指定管理の社長であります、総合開発の社長であります高橋副町長にその辺の状況をお聞きしたいというふうに思います。

以上3点です。

佐藤委員長 答弁第1点目の件について、区長経費等について、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま、佐藤耕二委員の質問の中の第1点目、区長、町内会長、隣組長等の報酬あるいは報奨金のご質問についてお答えさせていただきます。

委員からもご指摘ございましたように、今定例会の中でもご説明等々申し上げておりますが、来年の4月から地方公務員法並びに地方自治法等が改正になりまして、区長、町内会長、この職にあつては、非常勤の特別職に任命できないということになってくるわけございま

す。

それで、その後の取り扱い方ということで、今定例会終了した後に区長会あるいは町内会長連絡協議会の役員、衛生組合長の理事の方々等々と意見交換を行いながら、町の考え方を
ご説明申し上げてまいりたいというふうに考えておるところでございますけれども、区長に
あっては、これまでの西川町の歴史、そして、今後の西川町の発展を考えたときに、やはり
地域が元気であって西川町が元気であるということで、町長も再三申しておりますけれども、
そういったときに地域コミュニティの区長の役割というのはまちづくりにも欠かせないとい
うようなことが一つございますし、町内会長におかれましては同様にありますし、プラスし
まして、町のほうでお知らせ情報等の配布物を町内会長を通じて隣組長にもお願いしている
というような経過もございますし、そういった町の情報の伝達手段は今後とも継承していき
たいと。

インターネット、ホームページ等々も普及はしておりますけれども、やはり紙ベースの情報
伝達というのは欠かせないものでございますし、そういったお知らせ、情報の配達は今後
とも継続していきたいと、そういったときの業務のお願いする町内会長、そして隣組長とい
うことを考えますと、しかるべき報酬あるいは報奨金というような今現在のやつを何らかの
形で継続していきたいなということで地域づくりの活動交付金、仮称ではございますけれど
も、ご説明申し上げさせていただいたところでございます。

申し上げましたとおり、委員からご指摘あったご意見については、参考にさせていただき
ながらそれぞれの区長会初め各団体との意見交換の中でさらに意見の説明を申し上げながら
ご理解をいただき、そして意見を賜ってまいりたいということで考えておりますので、よろ
しくご理解いただきたいと思います。

以上です。

佐藤委員長 2つ目の入湯税の使い方並びに基金の創出について、飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 それでは、私のほうから入湯税の関係につきましてお話をさせていただき
たいと思います。

入湯税につきましては、地方税法の規定によりまして環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施
設及び消防施設その他消防活動に必要な施設等々及び並びに観光の振興に要する費用に充て
るなどの用途とされております。

用途の内容につきましては、議会のほうでもお話をさせていただきましたが、歳入歳出決算
付属資料の33ページ、第21表におきまして、目的税、入湯税の用途についてというようなこ

とで示させていただいております。平成30年度の入湯税といたしましては、1,100万5,000円が収入済額というふうなことでございまして、使途といたしましては、観光の振興に使っております。事業で申し上げますと、西川四季まつり事業補助金から、観光施設環境整備事業までの観光事業につきまして、入湯税のほうをそれぞれ使っているというような状況でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

佐藤委員長 基金の創出については高橋副町長。

高橋副町長 温泉につきましては、西川町大井沢温泉、それから水沢温泉、そして、海味温泉。海味温泉は社会福祉協議会でやっているわけですが、そのほかに、志津地区には民営ですが、志津温泉ということでございます。

特に大井沢温泉、指定管理委託料が1,800万、毎年かかっております。入湯税は今申し上げました観光に使っているということですが、しかし、指定管理委託料を考えた場合に、到底埋められるほどの税収があるわけではございません。

やっぱり西川町、現在の利用状況を見ますと、今、町で町民の温泉の日というものを設定いたしまして利活用を図っているわけですが、年々減少しているというのが現状です。果たして、温泉につきましてもそんなに西川町に必要なかということも考えなければならないななというふうには思っております。

当然、大井沢温泉につきましては、指定管理料が1,800万、そして、そのほかにも年間これまでご説明したように維持管理がかかっているということでございますので、基金につきましては、今のところ考えておりませんが、温泉全体のあり方についても今後検討する必要もあるのかなというふうには思っています。

それから、水の文化館ですが、指定管理を受ける会社としましては、施設の目的整備は施設、特に条例にありますような、やろうとすれば施設の整備が必要でありますので、これは会社でやれるものでもございませぬので、町からの指定管理、施設の管理ということでさせていただいているということでございます。

ただ、会社としましては、ただ施設をそのまま管理だけをしてきたのかということでは決まらないうございませぬで、先ほど申し上げましたリニューアルの際にも一緒に協議に入らせていただひて協議をさせていただいておりますし、以前ですと川雑魚館ということで、庄内の高校と一緒に展示をしたりしておりますし、現在は庄内のほうの何とか会がありまして、川魚の標本、いっぱいあったところがあるんですけども、そこも話をし、そして展示

をやろうかというような話もございましたが、維持管理でかなり経費もかかるというようなことで実現に至らなかったということもあります。

現在は細々とですけれども、メダカをあそこで展示をしたりとか、そういうことをしておりますけれども、いずれにしましても会社に全部、条例にあるから全部おまへのところでやれというふうに丸投げをされましても、なかなか会社のほうでは厳しいというのが現実でございますので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

ですから、町としましても、やっぱり今、伊藤議員からもありましたように、水の文化館の今後のあり方、それをやっぱり方針として出していかなければならないというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

佐藤委員長 佐藤耕二委員。

7番（佐藤耕二委員） 1点目は、当然地域づくりは非常に各地区あるいは町にとっても大事なことです。例えば、お金で対価という形ではもちろんありませんので、そういう意味ではありませんのでね。ただやはり、ほかの委員会等々の委員長等と比べればどうなのかなということと、その根拠どうなのかなということちょっとお聞きしたわけでした。やはり一番大事なのは、それぞれの地区か自分のところの地域づくりをいかにやるかということだとは思いますが、多分そういうふうな意見もあったということで心にちょっととめていただければなというふうに思います。

それから、温泉関係ですけれども、入湯税は今先ほどは課長のほうから説明あったように使う目的があるわけです。最近非常に多いのが、やはり各自治体では観光振興に使うというのが各自治体非常に多くなっているというようなことだそうです。

先ほど課長の説明にもありましたけれども、温泉の鉱源の保護の管理にもこれを使えるんだというような入湯税の目的があるわけです。そうしますと、この入湯税を全額観光振興ではなくて、やはり先ほど言いましたように、基金という形がいいのかどうかはわかりませんが、やはり将来に備えて蓄えておくといえますか、何かしておかないと後で大変な出費になってくるのではないのかなと。

そうならないようなこの入湯税の使い方をできないのかなということで、今、副町長のほうからは基金は考えていないというようなお話でしたけれども、ですから基金という形ではなくても、一つの例として基金という形を出したわけですけれども、何らかの方策をとらないと本当にどうなんでしょうね、何年後になりますか、源泉のポンプ関係がやはり1回、前

回たしかちょっと記憶で申しわけないんですけども、25年7月の大災害のときはそのときも源泉で問題になったのではないかなと思いますけれども、毎回災害あればそれも考えられますし、あるいはやっぱり老朽化ということも考えられますし、そのためにいろんな手を今のうちから打てるものは打っておいたほうがいいのではないかなというようなことで申し上げたわけです。先ほど言いましたように、別に基金ということにこだわるわけではないので、その辺のお考えをもう一度お願いしたいなというように思います。

それから、水の文化館、指定管理者であります総合開発株式会社は当然そういうことだと思います。いろんなことをされているなということで、それは承知しております。私も行き帰りあそこ毎日通るわけですから、常にあそこに寄ってどういう状況なのかとお話を聞いたり、あるいは中の状況を見たりしているわけですけども、その中で、やはり指定管理者ではできないこともいっぱいあるわけで、その中で町がではどうやっていくのかと。あの建物をどう考えていくのかというのは、先ほどの繰り返しになりますので、町長のほうからは廃止も含めた検討を十分にやっていきたいということの答弁があったわけですから、そのようなことで考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

佐藤委員長 入湯税のあり方、使い方、将来への維持管理について高橋副町長。

高橋副町長 私が先ほど基金というのは考えていないというふうに申し上げましたけれども、町有施設整備基金というのがありますので、それはあくまでも町有施設の整備に将来充てると。これは、公共施設の老朽化がどんどん進むというようなことも踏まえての基金ということですし、そして、町有施設を整備をするそういうことの財源として蓄えておく、そのときに充てるということでございますので、これについても町有施設設備基金の額をどの程度しておくべきかということもあろうかと思っておりますけれども、それらも踏まえてということだろうかなと思います。

委員おっしゃったように、大井沢温泉につきましては、1回あそこ源泉が詰まりまして、今度詰まるとやっぱりもう一回管を入れかえるというのはなかなか難しいので、もう一回詰まったりしますと再度掘らなくちゃならなくなるのかなというふうなことかなというふうに思っています。ですから、そうなりますとかなりまた費用がかかるということでございます。なるべく現在の施設、源泉も含めまして大事にまずは使っていきたいというふうに思っておりますので、議員も大井沢でございますので、いろいろとまたご相談とかご協力をお願いすると思っておりますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

佐藤委員長 佐藤耕二委員。

7番（佐藤耕二委員） 皆さんが本当に十分わかりすぎるほどわかっているから、あえてというふうなことではないかと思えますけれども、やはり西川町に今ある現有の温泉は、非常に町にとっても観光面から考えても、あるいは町民の健康維持から考えても非常に必要なもの、大事なものだと思えます。ですから、ぜひ継続して行ってほしいとそういうふうな思いから質問させていただきました。ぜひ、先ほど副町長のお話にもありましたけれども、町有施設基金ということもあるというようなお話でしたけれども、何かありましたら、ぜひどんな形でもいいのでお願いしたいなというふうに思います。ちなみに大井沢温泉は平成15年、水沢は平成11年というようなことでお聞きしましたけれども、それからすると耐用年数なんかもどうなのかなというふうに思いますので、ぜひこれからもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

佐藤委員長 そのほか。

菅野委員。

4番（菅野邦比克委員） 私のほうから3点ほどお聞きさせていただきます。

2款1項1目3節、55ページの時間外手当であります。昨今、働き方改革でいろんな職場で働き方改革が話題になっておりまして、社員及び職員の皆さんが非常に苦勞されているということは、いろいろ新聞等でも見ても十分わかるわけですが、最近、私考えるにイベントが多過ぎないのですかというような気来があります。

もう少しイベントをまとめていただいて、職員の負担を軽減することも十分これから考えていかないと、健康管理その他いろいろな弊害が出てくるのではないかというふうな気がしております。

西川町は、時間外についての基準になる時間というのはどれぐらいが適正なのか。たまたまきょう、新聞で川西町の例が出ておりました。100時間基準なのに183時間。2人仕事しても終わらないくらい預けられて結局自殺したと。こういうのが山新に載っておりました。こういうことはないとは思いますが、個人差がありまして、仕事ができる方とできない方の仕事の負担の割合というのは十分違ってきますので、その辺が上司の方がよく職員の方を見ておかないと体を壊している、それから気持ちが病んでいるというようなこともありますので、その辺についてどういう管理をなされているのかちょっとお聞きしたいと思います。

それから、2款1項3節、61ページのふるさと基金返礼品代、これ、ふるさと納税の返礼品に対する品物を送っていることだろうと思えますけれども、いろいろ町内産品を探しながら

ら人気のあるものを取り上げているというふうなことになるかと思えますけれども、いろんな事業所がありますので、その事業所から一応出せるものがあれば聞いていただいて、町長の言うように、町内産業の育成だというようなことがあれば、いろんなところからやっぱり仕入れていただきたいというふうなことでございます。1社から仕入れすれば簡単でいいわけですが、取り扱いがふえれば町内の業者も潤うというような形で取り上げていただければ非常に助かるというふうな考えです。ですから、できればできる限り公平な考えの中で、商品の扱い方をしていただければ非常に町内の産業の方も喜ばれるんじゃないかなと気がしております。

それから、もう1点、これも2款1項5目19節、63ページの西川町まちづくり応援団支援事業補助事業。ことは私も初めて参加させていただいて、いろんな交流を仙台地区だけでしたけれども、させていただきました。大変有意義な交流会であったと思っております。活動については、中学生も東京に行ったり仙台に行ったりそういう中で大変お世話になっているというふうなことで大変感謝しているところですが、これをもう一步進めて、西川町の自然の美しさのところに東京、それから仙台圏から企業を呼び込むような組織をもう一つふるさと応援団の中につくれないかどうか、今後どういう方向でふるさと応援団をもっていくのか、その辺についてお聞きしたいと思いますのでよろしく、以上3点でございます。

佐藤委員長 労働時間の基準等について佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま菅野委員からご質問ありました3点のうちの第1点目、時間外の勤務等についてのご質問について、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

昨今、全国的に働き方改革ということで叫ばれておりまして、その中の一つといたしまして、委員からもご指摘ございましたように、時間外労働の短縮というのですかね、極力時間外労働をなくそうというのが政府初め自治体等々で取り組まれているところでございます。

我々地方公務員のその時間外の関係では、来年の3月までにいわゆる1週間の時間外、労働時間、これらを40時間という形で制限するよという形で全国的に動いておるんですが、本町におきましては先駆けまして、本年3月の第1回定例会で関係する条例を改正させていただきながら1週間の労働時間が40時間を超えないよという形で、法令的には整備させていただいておるところでございます。

当然肝心なのは、日々の職場における声がけあるいはそういった業務の段取り、配分等でございます。私どもといたしましても、いわゆる課長会議等の幹部職員の会議の折には、前月の時間外勤務時間等々ご連絡しながら健康管理、これが最大の重要だと思いますので、

それは常に呼びかけておるところでございます。あと、毎日の朝の各課・公所のミーティング等でも健康管理、これについてはそれぞれの所属長から職員のほうには声かけをしておるところでございます。

委員からもご指摘ありましたように、やはり週末のイベントというものは全くないわけではございません。7月あたりも全国の中学校カヌー大会でありますとか、あるいは参議院議員の選挙、そういったものも入ってございましたし、あと夏のサマーフェスタというようなことでいろいろな行事が一定の週末に集中しているという状況もございます。

当然それらにつきましても、必要最小限度の職員の動員、配置というようなことも現課のほうで最も重要視しながら職員を割り振りまして、当然休日の勤務につきましても、代休というようなことで体を休めるということになってございますので、終了後、あるいは終了前も1週間前ほどから代休は取れますので、そういった形で計画的に代休も含めた形で職員の方をお願いをしておるといったような状況でございます。

そういったこと等も踏まえながら、最も大切なのは職員の体、健康でありますし、その基本となるのが時間外の労働というのはこれは極力ないというのが理想でございますので、今後とも留意してまいるとともに、なお、きょうが水曜日ということではありますが、毎週水曜日はノー残業デーというようなことで、ここ数年来庁舎内でも取り組んでおりまして、朝の放送で、そして夕方5時過ぎの放送で庁舎内に呼びかけながら業務を整理して6時前には退庁しましょうねということで声かけをしておるところでございます。何かあっては遅い分野でございますので、今後とも留意してまいりたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上です。

佐藤委員長　ふるさと納税の返礼品並びにまちづくり応援団呼び込み方法などについて政策推進課長。

土田政策推進課長　1点目のふるさと納税の返礼品でございますけれども、返礼品につきましては、町内の事業所様からの返礼品の送付というふうなことでなっております。今年度さらに町内の事業者の返礼品の取り扱いについて、専門業者とも協力をして返礼品の開発と申しますか、返礼品にふさわしいもののピックアップさらにはブラッシュアップをしながら拡大を図っているところでございます。現在128ほどの商品構成となっておりますが、さらに拡大を図っていきたいとふうに考えております。

町内の事業者様についても、現在のところ14事業者を超える形で拡大をさせていただいて

いるところでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、応援団の対応でございますが、応援団も創設以来23年ほど経過しておりまして、当時の団員の方も高齢化しているということもでございます。こういった状況の中、いろいろ関係者の方々からもこれまでも対応についてはご意見をいただいたところでございますけれども、その辺も踏まえまして、さらに団員加入の拡大もあわせまして進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。例えば、ふるさと納税の対応をいただいている方などについての加入とかPRなんかも図っていきたいということで考えているところでございます。そういった中で、加入者が拡大する中で、いろいろな分野でいろんな役割を担っていただけるような機能ができてくるような形で対応を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

佐藤委員長 菅野委員。

4番（菅野邦比克委員） 第1点目の答弁ありました。それで、なかなか仕事の量がふえてスピードも当然求められますので、仕事の見直しを図る、それから、それがどうする、仕事の見直しをするには組織の変更とか見直しとかも及ぶのかなという気がしております。

それで、簡素化してどんどんやるにはもう一度振り返ってそのイベントが実際にどうなんだというのでも考えてみる必要があるのではないかなというような気もします。ふえるだけだと、やっぱり職員の方も非常に大変なような気がしておりまして、先ほど、代休も取りますよというようなことだったんですが、実際土日出勤して代休ですと、職員の方が日中いらっしやらないということが当然出てくるわけですね。ですからその分の仕事が今度臨時職員のほうにお願いするというようなことで、臨時職員の方もふえてくるかなというような気がしますが、できる限り簡素化して最大のイベントの効果を出してもらうには、どう考えればいいのかというものを、職員というか全員で考えてもらえれば大変ありがたいというような気がしております。

あと、ふるさと返礼品については、いろいろと開発をしていただいて、西川町はこれだというようなものがあれば本当は大変ありがたいですけども、一番海の地域で多いのは魚類が今一番人気があるというようなことですが、海に負けない山の中で出せるものがあれば最高かなという気がしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、まちづくり応援団については、説明あったとおり、高齢化もなっているので、大変これから維持していくには大変かなという気はしますけれども、そこはそこで残すものと新しくその上につくってもらって、もっと活性化していくというようなことがあれば大変よろ

しいかなというふうな気がしております。

以上です。

佐藤委員長 高橋副町長。

高橋副町長 仕事の見直しが必要だと。それからイベントの見直しも必要だと。これまでも事務改善の中で業務の見直し、そういうもの申し上げてきましたんですけども、やっぱり各課に見直しをしると言っても、各課ではみんな要らない事業は全然ないんです。やっぱり今の事業、決算で事業がいっぱいありますけれども、どれも不必要な事業なんてものはないというふうに私思っていますから。

ただ、やっぱり議員がおっしゃるように、このままでいきますと業務がやっぱりふえる一方ですので、やっぱりどこかの事業とどこかの事業を統合するとか、それから、思い切ってこれは縮小していくとか、そういうものがやっぱり必要なので、これは事務改善の中でも来年度の予算に向けて検討して今いるところでございます。

それから、イベントにつきましても、いろいろ種類があるわけです。スポーツイベント、それから観光イベント、文化イベント、いろいろありまして。これもイベントにはいろいろと関係者もございまして、なかなかイベントを縮小するそういうものが難しいところもあります。観光イベントにつきましても、商工観光課長のほうに見直しをするようにということで指示をしております、なかなかすぐにはいきませんが、事業を合体したりとかそういうようなことを今考えてやってもらっているところです。

ただイベントも、やっぱりイベントそのものが目的なのか、イベントをやることによって観光振興ですとか、商工業の振興ですとか、そういうのが目的なのか。そういうのはき違えてきているところが確かにあるということで、その部分についても見直しをしていくということでございます。

それから、時間外につきましても仕事量につきましても、各課長には、しょっちゅう仕事を指示するときに丸投げではなくて、何をどこまできちんと指示をしてほしいということを申し上げておまして、だんだんそういうふうになってきているのかなというふうに思いますけれども、やっぱり職員の管理、それから業務管理、スケジュール管理、そういうものを幹部職員がきちっとやるようにということで指示をしております、それはやっぱり委員おっしゃるように個人差もあるんですね。個人差もあるんですけれども、そういう中で、それぞれ補いながらやっていっていただきたいということで、それはずっと通して話をしております。

いずれにしても、事業、それから、職員の配置、それから、今の業務の体制、これから総合計画の後期にもう入ってきますので、それに向けての体制、それも含めまして事務改善の中で検討をしております。

ただ、来年度からやれるもの、それから、その次の年からになるもの、3年後、そういうようなこともありますので、それも踏まえながら検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

佐藤委員長 そのほかありませんか。

佐藤光康委員。

3番（佐藤光康委員） 議会事務局に2点だけ質問いたします。

説明資料の1款1項1目です、印刷製本費のことです。決算書とか決算説明資料で膨大な紙が使われるわけです。ほかの市町村では、タブレットが結構出ていまして使われていますけれども、そういう方向性がないのかどうかということが1点です。

あと、もう1点です。今ネット中継されていますけれどもパソコンでしか見ることはできません。あと、これ生中継を見逃せば、録画もひと月遅れぐらいで後で見ることができない。それで、この説明資料で委託料84万7,000円ちょっとですけども、これ13節の委託料全部がこの議会中継にかかっているお金と考えていいんでしょうか。

その2点です。

佐藤委員長 佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいまの佐藤光康委員のご質問について、予算、決算等々担当している総務課のほうからお答えさせていただきます。よろしくをお願いしたいと思います。

印刷製本費の関係からの議会の会議資料等のタブレット化のご質問、あるいは議会の中継、生中継、録画中継等々パソコンでしか今現在見られないと、こういう中でのほかの方法もないかというご質問でございますけれども、基本的にはおっしゃるような形で今現在はやっていますというふうになっておりますけれども、いわゆるタブレットの導入、あるいは議会中継、あるいは録画中継の配信の仕方等々につきましては、一義的には議会の中でいろいろご検討いただきながら、一定方向を出していただいて、それに基づいて議会事務局のほうとも調整しながら、予算的な面等々も考慮してまいる必要があるのかなというふうに考えておりますので、一義的には議会内でのご検討を、これまでも検討されてきた経過はあるというふうに認識してございますので、今後とも必要に応じてよろしくお願い申し上げたいというふうに思っております。

佐藤委員長 佐藤光康委員。

3番(佐藤光康委員) 今スマホで見られるということで、ユーチューブを使ってすぐできるんだそうです。QRコードで議会だよりに載せておけば、すぐ議員の質問がそればつとQRコードですぐ見ることができるということで、経費もそんなにかからないと。今の100万近くかかるんですかね、それよりもはるかに安くできるという話ですので、50万ですか、ちょっとかかる経費不明なところありますけれども、はるかに安くなるということですので、やはり議会、町の町政をいかに身近に町民にわかってもらうかということは非常に大事ですので、ぜひご検討をお願いします。

佐藤委員長 ほかにありませんか。

荒木俊夫委員。

1番(荒木俊夫委員) 1点お聞きしたいと思います。

2款2項2目、予算書の68ページ、賦課徴収費でございます。資料では4ページになりまして、町税徴収対策事業であります。

西川町は以前より町民の方々のご理解とご協力、そして職員や徴収専門員の努力によって高い徴収率を誇ってまいりましたし、今も続けていらっしゃると思っています。30年の決算においては、普通税の合計で267万9,200円を不納欠損処理したにもかかわらず、滞納額の累計が1,200万と、前年度より58万円増加しています。不納欠損とあわせると326万増加しているということになるわけでございます。税の公平性の確保と、財政が厳しい中での一般財源の確保を図っていくために、今年度の状況から今後の対策等がありましたら、お知らせ願いたいと思います。

佐藤委員長 飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 税の収納の関係のご質問でございます。ただいま議員のほうからおっしゃられましたとおり、近年では収入のない個人ですとか企業の滞納者が固定化してきておりまして、滞納繰越分までの納税が難しいような状況となっております。

このような状況もありまして、以前ですと収納率が99%台、県内第一を続けていたというようなことでございましたが、なかなかそれは難しい状況にあるというふうに考えております。ただ、現在行っております町税専門員を中心といたしまして、新たな滞納者を出さないという合言葉に事業を進めておりまして、県内でもまだ高い収納率をキープしているというふうな状況でございます。

自主財源の確保をするためというようなことで、今後も収納対策事業を積極的に取り組み

まして、また負担の公平性を保つために厳正な滞納処理に努めまして、信頼される税務行政を行うというようなことで、町民や納税義務者の関係確保いたしまして、収納率の向上も図っていききたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

佐藤委員長 荒木委員。

1番(荒木俊夫委員) 収入がない場合は、所得関係については税が発生しないわけでございますけれども、固定資産税とか目的に課税されるものについては若干違ってくるのかも、課税客体が違うから変わってくるのかなというふうに思ひますけれども、今回県内で14団体で課税ミスがあったわけでございます。当町もあったということでございますけれども、ぜひ税法をきちんと理解していただいて、勉強していただくとともに国や県と連携を取っていただいて、個々の事案に関してはぜひ早急な対応を取っていかないと確保できないというふうに思ひますので、ぜひその辺を強力にやっていただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

佐藤委員長 そのほかありませんか。

2番、佐藤仁委員。

2番(佐藤 仁委員) 2款1項5目、ホームページの予算があります、決算書ですと63ページですけれども、いろいろホームページで皆さんからいろいろ委員会等でも話が出るんですけども、これは委託料なのか買い取りなのかちょっとわかりませんが、毎年かかっているんだろうと思ひます。

やっぱり更新がしっかりしていないというのが第1点です。ですから、ほかの人から見れば、ちょっと言葉はきついかもしれませんが、だらしないというような感じに見受けられます。例えば、27年、28年、29年のやつも入っていますし、だからというところ30年度のやつは入っていませんし、学校もしかりですので、あとレイアウトもちょっと今風ではないと。このレイアウトというのは国とか県とかの指定の範囲内で制約があるんだろうとは思ひますけれども、この際、例えば1カ月とか2カ月休んで、みっちり直して中身を精査して、今度はこういうものを更新は各課で必ずこういうふうにして毎日朝来たらやるんだとか、1週間に一遍やるんだとかそういうふうなきちんとした取り決めを決めて、そして内部をきちんと現状に合った26年とか27年とか捨ててしまつて最新版に更新をして、そして一気にアップ、お披露目をすると。

それから、今度きちんとした運営を各課、政策推進課のほうで全部やるわけにいかないで

しょうから、各課で今度きちんと更新するとか、いろいろなリンク先もあるわけですので、そのリンク先をどうするのかということもあります。非常に子どもからも、宣伝力が弱いというような話がこの前私もしましたけれども、そういう面ではやっぱり表に出るシステムに関してはきちんとした体制をとって、県外の人も町内の人もみんな見るわけですので、それを思い切って線引きをしてやってもらったほうが、せっかく130万、140万毎年かかるわけですので、やってもらったほうがいいのかなというふうに思います。

佐藤委員長 政策推進課長。

土田政策推進課長 ホームページの管理につきましては、さっきの特別委員会の説明でもさせていただいたところでありますけれども、やはりトータル的な管理につきましては、政策推進課のほうでさらに管理を徹底させていただきたいというふうに思っております。

特に本年度におきましては、年度当初に各課の担当者の方に対して改めてホームページの操作の研修とか、具体的なホームページの記載事項等の確認、修正等も含めた確認を行っていただくということで、対応をお願いをしてきておりますけれども、改めましてその管理について徹底を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

なお、運用を一時停止するというふうなことでございますけれども、内容等については、皆さんのほうに町民の方、さらには関係者の方に周知すべきものもあるかと思っておりますので、運用を停止するというのはなかなか難しいかなというふうには思いますけれども、その辺も踏まえながら、できるだけ早急に確認をして徹底を図っていききたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、町のPR等についてのページにつきましては、観光協会のホームページ等もございますので、その辺の役割分担も明確にしてわかりやすくしていく必要もあるかなというふうに思っておりますが、その辺もあわせて対応を進めたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

佐藤委員長 2番、佐藤委員。

2番(佐藤 仁委員) ストップしてまでというのは、例えばの話です。そうでないとできないぐらいに更新がなっていないと。ストップしてやれという意味ではなくて、やるんだしたらきちんと、極端な話ストップをしてまででも更新をしてからお披露目をしたほうがいいんじゃないかなというようなことで言ったつもりです。

ですから、あとは土田課長のほうがまとめ役なので、別に土田課長のほうの課が悪いというわけではなくて、みんなでやっぱり協力してそういうマニュアルをつくっていかないと、

やっぱりどうしてもせっかくまた更新してもそれが今度徹底されなければ、例えば朝来たら誰かが必ずホームページを見て、昨日までのデータを入力するとか、そういうふうなシステムというかマニュアル化をしていかないと、やっぱり宝の持ち腐れですし、評判もよくなるということで申し上げたつもりです。

佐藤委員長 なければ質疑なしというふうに認め、以上で第1款議会費、第2款総務費の質疑を終結いたします。

ここで休憩をします。

再開は11時15分というふうにします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

佐藤委員長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

第3款民生費、第4款衛生費、第5款労働費について質疑を行います。質疑ありませんか。伊藤委員。

9番(伊藤哲治委員) 2点ほど質問させていただきます。

3款1項2目、88から89ページにかけて、ボランティアコーディネイト事業補助金488万円というのがございます。高齢者が安心して生活できる環境を構築するため、社会福祉協議会で実施するボランティアコーディネイト事業に対する補助ですよというふうに出ていますけれども、社会福祉協議会でボランティアコーディネイト事業とはどういうことをやるのか、ちょっと私理解できなかつたんですが、具体的にどういったことを事業として実施したのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

ボランティアの育成等及び需給のマッチングということをやったんだよということですが、私は、ただ単なる社会福祉協議会に対する補助というか助成金の上乗せのような気がしているんですが、実際問題としてボランティアコーディネイト事業488万円、どういうふうに使ったのか、まず1点お尋ねをします。

2点目。

4款3項1目、102ページから103ページにかけて病院費の中で繰出金が2億9,000万円の繰出金ということで一般会計から病院のほうに繰り出しをしていますけれども、この病院の

経営についてです。このままいけば3億円を超すのはもう目に見えているというふうに私は思っています。病院の新改革プランの中で、繰出金は2億7,000万を上限に考えていきたいということも出ています。町民の健康を守るためには、やはり西川町立病院というのは維持していく必要があるというふうに私は思いますけれども、今後の繰出金を考えたときに、町立病院としての経営、患者数、あるいは入院患者数等、どういうふうに行っていけば保っていけるのか。その辺、新改革プランだけでは難しい、3億円を超してしまうじゃないかという危惧をしていますので、その点について町長のお考えをお尋ねします。

以上2点質問します。

佐藤委員長 ボランティアコーディネイト、社協の関係については奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 ボランティアコーディネイト事業内容等についてでございます。

この事業につきましては、県の補助金をいただきながら事業を実施しております。事業の趣旨等でございますが、高齢になっても地域においてやりがい、生きがいを持って生き生きと生活できる環境づくりのためというようなことで、何よりもボランティア活動などで地域とのかかわり、みずからの生きがいづくりというものを構築していきましょうというような事業であります。内容等につきましては、やはり地域福祉の担い手等々にあります社会福祉協議会に委託を行いまして、実証しておりますが、その主な内容といたしまして、ございます。

まず、最も大きなものとしては、除雪ボランティアの取りまとめ、それから、除雪ボランティアさんの保険の加入などを行っております。除雪ボランティアの団体等につきましては、24団体と、それから、人数的にも400名を超える各町内会単位として行っていただいておりますが、例年秋ごろに会議を持ちまして、保険加入者の方、それから、事業の内容等について地域の支え合い、そういった中での特に今求められておりますのは、除雪、屋根の雪下ろしの対策等であります。安全対策等々の中で、そういったボランティアコーディネイト事業を用いながら、安全講習会なども行っているということでもあります。

あともう一つが、地域サポーターの養成講座を行っております。具体的には、傾聴ボランティアをしていただく方、実際にボランティアとして活動していただいております。年間をかねまして養成講座を行いまして、ケアハイツ西川、それから、とこしえ、それから各地域でのミニデイサービスなどでいわゆる高齢者の方のお話し相手、話をすることでお互いの理解共通、それから不安、悩みごとなど、高齢者の方の不安を介護していこうというようなことなども行っているところであります。これが実際にサポーターの要請、それから育成、活

用などを行っているところであります。

それから、町内にあります芸能、特技、団体等のボランティアの方、そのネットワークづくりということで、社会福祉協議会のほうで事務局を行いまして、各町内にありますみずから行ってあります既存の団体の情報交換、そういった設定、研修会の開催など、そういったものに事業を行って行いまして、そういった事業内容であるということでございます。

以上であります。

佐藤委員長 病院関係については病院事務長。

小川町長。

小川町長 病院の今後の経営についてであります。委員ご指摘のとおり、町立病院2億9,000万ほどの繰出金というようなことを行いまして、計画では2億7,000万を超さない、そういった計画であります。なかなか厳しい状態ではありますが、県内の各市町村の自治体病院の決算見ますと大体同じくらい、3億以上がほとんどであります。特に西川町も2億9,000万ほどではありますが、これまで2億を超さないようにというようなことで数年前までやってきたわけではありますが、昨今の医療事情等が変わってきまして、急激に1億ほど伸びたということではありますが、やはり一番のこれからの経営上は患者をいかに町立病院に戻すかだと思っております。大体、町立病院とほかの医療機関の利用状況は大体五分五分かなと捉えております。ただ、これ実際に統計上の数値はありませんが、ただ国民健康保険のレセプトが記されますので、今後レセプトの分析も加えながらと思っておりますが、その中で利用状況は、国民健康保険の利用状況はわかると思っておりますが、ただ、社会保険の場合は、ほとんどが働いている方でありますので、町外で働いている方、こういった方の利用はまた国民健康保険とは違うと思っておりますが、全体的にはそういうふうな状況かなと思っておりますが、先ほど言いましたように、まず町立病院に患者をいかに戻すかだと思っております。

そのようなことで、河北病院もあのと通りの数十億の累積赤字というようなことになりまますので、ただ西川町の財政、病院の関係申し上げますと、交付税、さらに特別交付税の措置がなされて行いまして、約1億5,000万ほどの交付金が入っている、病院には、であります。ですから、そういった意味で、だから決していいわけではありませんが、ただ今後、西川町の状況を見ますと、一般の医療機関がゼロだということもあって、町立病院がなくては、町民の皆さんの不安は大きくなるだけであるというようなことでもあって、いつでも受診できる体制はこれは町としての必須条件だと思っております。そのようなことで、夜間もとなれば、今の4名の病院の先生の4名体制、これは維持していくべきだと思っておりますが、ただ朝日

町立病院の場合ですと常勤3名、それに派遣ということもありますので、そういったものを参考にしながら今後どのような形で病院を守っていくかなどになります。ですから、病院でなくて診療所、要するに有床診療所、ベッドのある診療所でもいいのではないかなというようなご意見もありますが、まず町民の皆さんの安全を考えれば、夜でも安心して受診できる体制は確保したいというようなところがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

佐藤委員長 9番、伊藤哲治委員。

9番(伊藤哲治委員) 最初のボランティアコーディネイト事業に関して、県の補助をいただいて実施をしていますということですが、県の補助は全額なのか2分の1なのか、そこをちょっと教えていただきたいのと、主な仕事は除雪ボランティアの取りまとめを社会協議会でやっているんだという話ですけれども、それと地域サポーターの要請、育成業務だということで地域サポーターについては、ケアハイツ、あるいはとこしえ、それから各地区のミニデイ等についてサポーターが活動しているということに対して、やっていることですよと言いますが、このとこしえとかミニデイとかケアハイツに対しては、社会福祉協議会からそうすると一旦社会福祉協議会に488万円というボランティアコーディネイト事業のお金が入って、そこから割り振りをしているのか、それとも直接なのか、そこを2点教えていただきたいということが1つです。

2番目の病院経営についてですけれども、今、町長からありましたように4名体制は維持をしていきたい。西川町は開業医がいまないので、ぜひ公立の病院としてそのまま維持をしていきたいという話がありました。私もそういう面ではぜひ維持をしていくべきだというふうに考えています。

病院の新改革プランの中でいろいろ改革をしていくという話がありますが、病院の体質というとな怒られるかもしれませんが、今までと違った患者に優しい病院づくりということで、大分病院自体も変わってきたんじゃないかというふうに思っていますけれども、病床数を例えば人口の減少に伴って減らしていくとかいろんな考え方で2億9,000万、3億円を切る繰出金で賄っていけるような体制をつくっていくようなことを新病院改革プランの中で考えていらっしゃるのか、その辺について事務長のほうから回答をいただきたいというふうに思ひます。

以上2点です。

佐藤委員長 1つ目は、奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 国の補助事業、助成の内容でございます。2分の1の国庫補助金がい

りますが、補助の対象の上限額があります。400万円までということでありますので、実質国の補助として入っておりますのは200万円という事業内容となっております。

もう1点のボランティアの各施設等での活動の内容等につきましては、毎月保健医療福祉のサービスエリアの総合調整会議などで社会福祉協議会もこの一員として入っております。そういった施設と、それから、社会福祉協議会でボランティアの養成とそういった事業のマッチングなどもこの会議などで行いながら、実質的には一旦町の補助としては社会福祉協議会に支出をしまして社会福祉協議会のほうでこの事業を使いながら各施設と調整を行って活動をしていただいているといった流れとなっているものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

佐藤委員長 病院関係について松田病院事務長。

松田病院事務長 町立病院の新改革プランの進捗状況と今後の経営に資するため一般会計繰出金を改革プランの目標どおりに維持していくためというようなことでの現在の取り組みということでございますが、病院の接遇対策とか、いわゆる医療機能の強化につきましては、改革プランに掲げた目標をまず一つずつやってきているつもりでございます。

ところが、なかなか医療収益につきましてはほぼ横ばいと。費用については、抑えている方向で検討しているのですが、修繕費とか予定外の出費もありまして、なかなか大変な状況になっていることは事実でございます。

それで、収益につきましては、入院収益と外来収益があるわけでございますけれども、やはり何といたっても病院の収益体系の柱は、入院収益でございます。外来につきましては、ほぼ横ばいから微減でございます。入院につきましては、43床で稼働率が40%ということございまして、これにつきましてはここ5年間突出した変化がないということで、今後ともそういう形で推移していくというふうに考えております。

ということで、先日の一般質問でもありましたが、どうやって収益を確保していくかというような検討の中で、やはり今検討しているところは、データ提出加算がとれた暁にちょっと今まで無理だと思っておりましたが、地域包括ケア病床への転換を考えていきたいというふうにしております。包括ケア病床に関しましては、包括ということで、今は出来高でやっているんですけれども、包括ケア病床にするとその病名に基づいて点数が決まりますので、いわゆるマルメイというんですが点数が高いんです。普通の入院した時の点数よりも算定してみると、現時点の病院の状況からすると包括でやったほうの単価のほうが高いということがございますので、どれくらいの病床の転換が可能か、具備する要件との整合性はどうかと

というようなことを検討しながら、適正かどうかはちょっと今のところ何ともいえませんが、一般病床20床、地域包括ケア病床10床、人間ドック3床、合わせて33床、これはあくまでも今のところの例ですけれども、そういった形で10床ほど減少させていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

佐藤委員長 伊藤委員。

9番（伊藤哲治委員） 病院のほうですけれども、今、事務長のほうから説明ありましたけれども、43床で40%の稼働率だということで、それをそんなに遅い時期じゃなくなるべく早くだと思っただけですけれども、地域包括ケア病棟としてやっていきたいという話がありました。

一般病棟は20床にして、ケア病棟を10床、あとドックを3床ということで、トータルすると33ということで10床ほど減るわけですけれども、この病床数を減らすということは、新改革プランの中でも、やはり町の人口そのものが減っていく中で同じような病床数では稼働率も悪くなるし、減らしていくべきだということも出ていますけれども、どういう年度構成で一挙に10床減らすつもりなのか、その辺の考えをちょっとお尋ねをしておきたいというふうに思います。

なにはともあれ、町立病院をきちんと経営をしながら町の町民の健康を守っていくということにぜひ全力を注いでいただきたいということをお願いをしておきたいというふうに思います。

佐藤委員長 松田病院事務長。

松田病院事務長 病床削減のスケジュールにつきましては、ちょっと今なかなか申し上げられるような状況ではございませんが、まず地域包括ケア病床への転換シミュレーションを現在やり始めようとしているところでございます。

1回3年前にやっておりますが、再度現実的なところが見えてきましたので、コンサル等とも相談をして、本年中にはシミュレーションを出したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

佐藤委員長 そのほかありませんか。

佐藤仁委員。

2番（佐藤 仁委員） 今、病院の件が出ましたけれども、私、今、4款1項2目の健康診断です。説明書ですと48ページから49ページですが、健康福祉課の。決算書ですと98から99ですけれども、がん検診と後期高齢者の健診の委託をやっているわけです。それで、結果的

に言いたいのは、もう少し町民が町立病院で健診を受けられないのかと。

人数的に現在が限度なのか、まだ余裕があるのか。なぜかという、どうしても、今、寒河江の健診センターで早朝ドックとかいろいろやっているわけでそちらのほうにも結構行っているわけです。どうしても別なところで健診を受けると、便利のいいところ、近いところとか勤め先ちょっと近いところとかそういう病院とか開業医のように例えば要検診とかなった場合に行くと。町立病院で健診を受ければ、そういうちょっともう1回見てくださいよと言えは町立病院に来ると思うんです。ですから、なるべく私の地元の熊野橋を町民が渡っていかないように、逆にあちらから人を呼ぶのは大変難しいと思うんですけれども、町民の方がちょっと何かぐあいが悪いときには熊野川を渡っていかないようにストップをかけるという事は、やっぱりなるべく町立病院で可能な限り健診を受けてもらうような方向でいってもらくと、事務長ちょっと顔にやっとしていますけれども、今現在がそういうふうにして手いっぱいなのか、いやまだまだ健診を受け入れられる余裕があるのか、そこら辺でもうちょっと町立病院どっちみち町から委託料が出る、例えば要検診になった場合は町立病院で検診をもう一回診てもらおうというようなことで町外で出さないというような方向でもうちょっと検討できないのかどうかというのが1点です。

もう1点同じく2款1項3目の決算書の99ページの小山鉱山ですけれども、これも毎年みたいに一千二、三百万かかっているわけですが、今現在までのデータでどういうふうな状況になっているのか今後どこまで、限りなく続くのか、よくなっているのか悪くなっているのかちょっとわからないんですけれども、そこら辺ちょっとお聞きしたいということで、以上2点です。

佐藤委員長 1つ目については健康診断について、松田病院事務長。

松田病院事務長 健康診断の人数につきましては、資料を先日もお渡ししましたけれども、人間ドック等は、若干一日ドックもふえているような状況ではあります。ちょっと全体の比率の資料が手元にないんですが、総合健診センターと町立病院では、町立病院の比率のほう年々高まっているというような状況でございます。

ただ、委員もご存じだと思いますが、今、常勤の先生は4名いるんですけれども、4名の先生のうち1名が毎日当番でドックのほうに午前中当たり、それが終われば外来に回るといような形でやっております。そのような中で、一日の可能なドック人数については、ちょっとなかなかこれ以上ふやせないというところもあると思いますし、ドックの時間とか全体的な体制を強化していかないと、ちょっとこれ以上ふやすというのは今のところ難しいかな

というふう感じておるところでございます。

以上です。

佐藤委員長 2点目について、小山鉱山関係、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤仁議員からの2点目のご質問でございます。小山鉱山の管理状況でございますけれども、国の定める基準等に従いまして、管理しながら当然pH測定等行っておりまして、国で定める基準内といえますか、管理十分というような状況に現在のところはあるというところでございます。

ただ、いつまでかという時期でございますけれども、なかなかまず終わりはわからないというのが結論かと思えますけれども、国の基準が緩やかにならない限りは現在の状況で続けていかなければいけないというふうに私どものほうでは認識いたしております。

なお、鉱山等につきましては、委員もご案内のとおり、歴史的にも国の基幹産業であった、そして、地域住民生活に多大なる影響を及ぼした、公益を与えたという事業だということも踏まえながら、現在のこの休鉱山の管理等については、国のほうで4分の3、あと都道府県とあと市町村のほうで8分の1ずつ負担しながら維持管理に努めているというものでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上です。

佐藤委員長 佐藤仁委員。

2番（佐藤 仁委員） 鉱山のほうは結構です。

病院のほうですけれども、私ちょっと内容というかシステムがわからないんですけれども、早朝健診というのが健診センターであるわけですけれども、ああいうのというのは病院でやってはいけないのか、あちらのほうでやらなければいけないのか。結構あちらのほうに女性の方とか何か結構行っているわけですけれども、そこはいろいろなしがらみがあってできないのかシステム上できないのか、ちょっとそこら辺わからないんです。そういう人たちも結構な人数です、多分地区から見ると。うちの家内もあちらに行ってきたりして、こちらは来いと言っているんですけれども、そういうことでなるべく1人でも2人でも病院を利用していただいて、利用していただくというもこちらを立てればこちらが立たずで患者をふやすわけじゃないんですけれども、どっちみちわからないといけないのであれば、せっかくの病院ですのでそこを利用していただくというような方向で、なるべくそういう広報というのかお知らせをしていただけないのかなというところです。

佐藤委員長 松田病院事務長。

松田病院事務長 早朝健診につきましては、現在の職員の勤務体制がございまして、あと先生方の出勤の時間もございまして、ちょっと検討もしたことはないというのが実態でございます。

以上です。

佐藤委員長 佐藤委員。

2番（佐藤 仁委員） それはそれで結構です。ただ、せっかくのあれを逃したくないということで、また別の考えがあれば、なるべく町内の人を町外の医療機関に行かないようなやっぱり考えを持って今後運営していただければ助かるなというふうに思います。

以上です。

佐藤委員長 そのほかありませんか。

大泉委員。

5番（大泉奈美委員） 3款1項1目介護予防生活支援サービス事業、決算書の310ページから311ページなんですが、町は町民の健康のために総合がん検診の補助などさまざまな分野で行っているわけで、しかしその後結果が悪いというか、ちょっと健康に不安のある方に対しての……

〔「その 違うよ」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 大泉委員、款が違いますので。

5番（大泉奈美委員） はい。すみませんでした。

佐藤委員長 佐藤光康委員。

3番（佐藤光康委員） 2点質問いたします。

3款1項2目で決算書の86から89ページでケアハイツのことです。ケアハイツの待機者は今何人くらいおられるかお願いします。

あともう1点です。3款1項1目で決算書の82から87ページで障害者自立支援事業のことです。障害者雇用促進法とありますけれども守られていないということが問題となりましたけれども、西川町の障害者の雇用のちゃんと守られているのかどうか、お伺いします。

佐藤委員長 1点目、奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 ケアハイツ西川の待機者でございまして。特別養護老人ホームにおきましての待機者、現時点では10名程度というふうに伺っております。

以上であります。

佐藤委員長 2点目は、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤光康委員からご質問のありました2点目の障害者に係る事業所での雇用のいわゆる国が定める基準を守っているかというご質問でございますけれども、私どものほうの西川町役場としての事業所のみに限ってお答えさせていただきまして、町内の事業所等については省略させていただきながらご理解を賜りたいと思います。

ちょっと数字の詳細な人数等はちょっと手元に持ち合わせがございませんけれども、昨年度、今年度と国が定める障害者の雇用人数、障害の程度によりまして1人の方に加算になったりいたしますので、3人ほどであったかと記憶してございますけれども、そういった国が定める障害者の雇用の人数基準、これは遵守しているというのが西川町役場の状況でございます。

以上です。よろしくご理解ください。

佐藤委員長 佐藤光康委員。

3番(佐藤光康委員) 障害者のことは一人一人の生活を支えていくためにぜひしっかりとお願いしたいということです。

それから、ケアハイツのことも、やはり自分の年金で老人ホームに入りたいという方が圧倒的ですのでぜひ一生懸命お願いしたいということです。よろしくお願いします。

佐藤委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 質疑なしと認めます。

以上で、3款民生費、第4款衛生費、第5款労働費の質疑を終結いたします。

次に、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費について質疑を行います。

質疑ありませんか。

荒木委員。

1番(荒木俊夫委員) 6款第1項5目畜産振興費についてお伺いします。決算書の112ページになります。資料は8ページになります。

2点ほど質問させていただきます。

1点目でありますけれども、畜産振興における仁田山放牧場について質問させていただきます。

町内の個人の酪農家が今年度で全てやめられるというふうにお聞きをしたところであります。町内の酪農家がなくなり、町内の農家が誰も利用しない放牧場、他市町の農家のために職員の人件費を除いて600万もかけて今後も維持していくのか、そういう必要があるのか

どうか。また、建物、べこっこ館です、この建物もありますけれども活用の計画というのはどうなっているのか。なお、放牧場事業については昨年度の議会の行政評価でも報告されており、この計画をいつまで結論を出されて計画をつくるのかお聞きしたいと思います。

2点目であります。

2点目は、西川町の農業総生産額は、平成29年度から底落ちでありますけれども、2017年度で5億3,000万。これは県下で最下位であります。河北町の10%、朝日町の13%、大江町の20%に相当する総生産額でございます。

今回町が国の支援を受けながら補助いたします畜産クラスター事業、これにつきましては、関係者の方々や地元の方も一緒になり支援をしている事業でございます。ぜひ事業主体の畜産事業者については、この町で生産した畜産物を町の農業生産物として農業総生産額に算入していただけるように協力をしていただきたいということをお願いしてはいかがというふうに思っておりますので、お答えをお願いしたいというふうに思います。

佐藤委員長 2点について工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 まず、仁田山放牧場のこれからの経緯、継続等につきましてご質問でございます。

まず、今、委員からご指摘のとおり、町内の畜産業者さらには酪農業者につきましては、今年度で廃業というようなことになってしまいました。そのことは何年か前から想定をされたというふうなことでございました。

そんなところで、まずは西川牛が名前そのものが衰退してしまうというふうなやっぱり危機感があったわけでございます。その中でそれを維持するにはどうすべきかということで、担当としても検討させていただきながらやはり法人としてあります福寿館がこれまで長年の町内で畜産を営んできていただいております。

ただ、いかんせん町内の全体的な農産物等、一帯連携というものがございませんでしたので、それらを踏まえまして、今後のあり方等をお互いに検討させていただいた経過でございます。その経過の中でやはり西川牛を維持、さらにはモウモウまつり等をやっぱり実施できなくなるというのは非常に西川町の総合産業的な視点からおいても非常に懸念されたところでございましたので、それらを今後の西川牛の継承牧場として実際に具体的に町との連携の中でできないかという協議をさせていただきながら、このたびその拡大に向けた取り組みをしながら実施をしてきたわけでございます。

その中で、やはり仁田山放牧場につきましても、やはりゼロになるというふうなことも懸

念されたわけですが、その畜産業の福寿館の中で繁殖牛を、これまで繁殖牛は1頭2頭しかしなかったというようなことをごいました。それを、これから120頭までふやしていきたいというふうな希望もありまして全体で1,000頭近くの牛が今度飼われることになります。そんな関係で町と連携しながら計画を立ててきていました。

まずは、その仁田山放牧場に対して、年間30頭を超える放牧を今後実施していきたいというようなことをごいますので、それとあわせて、やはり西川町全体の農産物振興と、2点目のクラスター事業の主体的に農業生産物の畜産の牛というものを、ご承知のとおり奈良県の業者でございまして、その畜産の生産物としては町内の畜産としては上がらないわけですが、全体的な農産物振興、まず耕畜連携というふうな視点からすれば、今まで1,700トンぐらいの堆肥しか出なかったわけですが、拡大することによりまして3,000トンに堆肥が生産されるというようなことをごいます。

大体1反部当たり、そばの場合ですと500キログラムぐらいの堆肥が必要なわけですが、大体それを計算していきますと600ヘクタール分の堆肥が生産されるというようなことをごいます。それらが、西川町内の経営面積からすればそれ以上の堆肥量になるわけをごいます。そういった活用からすれば全体的な農産物振興というのは、これから加えるというようなことを勘案しまして、一体的な仁田山放牧場の継続、さらには農産物振興、そして畜産、西川牛の継承等、包括して今後の西川町の農業生産の中での福寿館のあり方を位置づけさせていただいて、これまで仁田山放牧場も来年で50年になりますけれども、その今後も継続したその形をとりながら行ければなというようなことで計画をさせていただきながらここまで来ております。

そんな関係で、これからも仁田山放牧場の継続を考えさせていただければなというようなことで思っておりますが、ただ、経営上の問題からすれば、やはり600万ほどという委員ご指摘でございまして、それらのことにつきましては、やはり町の一般財源、さらには使用料ということをごいますので、今、県内の公共牧場の状況を調べさせていただきながら、さらには管内の公共牧場4カ所ありますけれども、それらの公共牧場の方々と今後の経営のあり方の事務レベルの会議でございまして、勉強会をさせていただいて今、検討させていただいているところでございまして、それらも踏まえまして今後のやっぱりできるだけ費用のかからない牧場、さらには県、国からの支援をいただくような体制というのが必要ではないかというようなことで、今検討させていただいているところでございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

また、最後にべっこ館の活用というようなことですが、ご承知のとおり今BS問題とか畜産関係について一般の方をどのような形に牧場に入れていくかということについては非常に厳しい状況でございます。それらも踏まえまして、今後検討してまいりたいなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

佐藤委員長 荒木委員。

1番(荒木俊夫委員) ありがとうございます。

仁田山放牧場に法人のほうで放牧をするという確約があるのかどうか、それともそれは公共牧場として持っていくということでありましょうけれども、公共牧場でいくのか、それとも牧場そのものをその法人に貸し付けするのか、方法はいろいろあると思うんですけれども、1,000頭も飼われるんで、夏場は。そうしたら牧場の機能は行くんでしょけれども、貸し付けするという方法もあるわけですよと思うんですけれども、その辺確約がどちらかあるのかどうかということと、先ほど課長から西川牛ということがありましたけれども、名前がなくなるのを防いでいると。ただ、西川牛というブランド名ではないというふうに思います。西川で育てているから西川牛でありまして、それが、西川で育った牛が奈良県の宇陀市ですか本社が、それが奈良県の宇陀市の農業生産額に上がるというのも何か不思議な感じがするんですよ。やはり西川町で育てて西川町で肉になるわけですから、これが総生産額に上がらないというのはちょっと腑に落ちないところもあるんですけれども、その辺を法人とも話をさせていただいて、できれば西川町でみんな協力して育った牛の出荷額は西川町の生産額だというふうになれるように、なれないのかどうか、この辺を勉強していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

佐藤委員長 工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 仁田山放牧場には、まずは公営で公設で今のところはこれからも継続した形で福寿館が、さらには広域的な牧場として福寿館も30頭以上は放牧をするというようなことで約束をさせていただいて、活用いただくというようなことでございます。

今回クラスター事業協議会を立ち上げて、クラスター事業計画というような中で進めさせていただいておりますが、それらも一つの計画の中で計上させていただいての事業でございますので、その辺については確約をいただいております。

西川牛というのは、委員ご指摘のとおりでございますが、この辺の牛については総評山形

牛というようなことでございます。西川牛と名乗れるのはモウモウまつりのみでございましたので、これまでもそのときに西川牛というようなことで、お祭りをさせていただいたことでございます。今後につきましても、西川牛モウモウまつりについては、そのような形で名前をつけさせていただいて、モウモウまつり等のイベント等に活用させていただく際には、そのような形で実施してまいりたいというふうに思っているところでございます。

最後に、牧場のこれからの経営、さらには生産物としての将来的な生産物としてあげるような形で福寿館との協議というようなことでございますが、その件については、ただいまご指摘のとおり担当としても勉強させていただきながら、町がよりプラスになるように検討させていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

佐藤委員長 荒木委員。

1番（荒木俊夫委員） その畜産を行う法人とはこれまで余りコンタクトがなかったということでありましてけれども、堆肥を潤沢に出していただいで循環する農業行っていただく、その協力もいただかなきゃいけませんし、ぜひ連絡をとっていただいで協議をしていただいでお互いによくなるよう前向きに進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

佐藤委員長 途中でありますが、ここで昼食のため休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

佐藤委員長 休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費の質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤光康委員。

3番（佐藤光康委員） 産業振興課に1点だけ、質問をいたします。

説明資料の2ページなんですけれども、鳥獣被害対策に要する経費ということで、今、イノシシや熊が大変問題になっておりますけれども、報酬、1回、イノシシとか熊に猟友会が行くわけなんですけれども、1回幾ら報酬がもらえるのかということで確認です。

報償費で出勤手当が1,200円、報酬が上で2,000円とありますけれども、1回行くと幾らもらえるということになるのでしょうか。

佐藤委員長 工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 鳥獣被害実施隊、出勤手当ということで出勤手当とこういう記入させていただいておりますけれども、1回1,200円になります。

年間の報酬につきましては、2,000円でございますが、1回当たりといえますか、出勤していただいたときには1,200円というふうなことになりますが、回数に応じてお支払いしているということになりますので、よろしくお願いたします。

佐藤委員長 佐藤光康委員。

3番(佐藤光康委員) 1回1,200円という本当にボランティアなわけで、本当に気の毒なわけですね。ですから、今、担い手がだんだん高齢化してまして、これは本当に深刻な問題になってきたような感じがするんです。ですから、ぜひご検討をお願いします。

佐藤委員長 工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 この実施隊の報酬、さらには出勤、出勤手当につきましては、管内の各市町の実施隊の状況を踏まえながら、検討、大体平均的なところを捉えながら検討させていただいております。

この金額につきましても、実施隊の皆さんと協議もさせていただいているところでございます。今後、ただいまご指摘の点も踏まえまして、近隣市町等の状況を踏まえて検討させていただければというふうに思っております。よろしくお願いたします。

佐藤委員長 ほかにありませんか。

佐藤耕二委員。

7番(佐藤耕二委員) 8款3項1目住宅管理費、総務課の22ページになるのでしょうかね、130から131ページになります。

空き家対策関係ですけれども、ここは空き家対策審議会の委員の報酬はゼロというふうにして決算額がゼロなんですけれども、これはいいとしまして、これはずっと考えてというか、読んでおられますと、やはり町のほうでは立ち入り調査をするんだと、立ち入り調査をやって、そしてその次に勧告をするんだと、勧告に従わない場合は今度は町長の命令があると、その時点でこの審議委員会が開催されると、命令等、代執行を審議委員会の中で検討していくというふうになる段取りではないかなというふうに思います。

先日、委員会室で総務課長のお話聞いたとき、私ちょっと聞き逃したと思うんですけれど

も、ちょっと間違っていたらご指摘願いたいんですけども、今、町のほうでは調査をしているんだというお話の中で、指導案件が2件あったというような、お聞きしているんじゃないかなというふうにちょっと記憶しているんですけども、まずその辺の確認とそれからこの情報提供、情報提供というのは、条例上は町民からと、町民からそういう情報があった場合というふうにはなっていますけれども、これもちょっと聞き違いかどうかわかりませんが、町内会長さんよりそういう情報をいただければというようなお話を聞いたような記憶がするんですけども、ちょっとその辺の確認をもう一度させていただきたいというふうに思います。

佐藤委員長 佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいまの佐藤耕二委員の空き家対策の状況についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目でございますけれども、指導の事案というふうなことでございますけれども、委員、今ご指摘いただきましたように、空き家ということで、いわゆる近隣に危害を及ぼすおそれが倒壊等が出てきた場合の一般的には条例でもそうですけれども、管理不全な状態ということで申しておりますけれども、その所有者等に対して命令、そして代執行という手続の段階では、委員からもただいまありましたように空き家対策審議会を開催して、委員のご意見を伺った上でという条例の規定になってございます。

その前段といたしまして、助言、指導、勧告というようなことで、町長の権限といたしまして行ってございまして、その中の指導の事案、これにつきましては、委員おっしゃられましたとおり、平成30年度2件ということで指導事案として処理させていただいた経過がございます。

加えまして、情報提供あるいは空き家の調査等でございますけれども、実際といたしましては、委員からもありましたように、地元の町内会長からの通報というのが多い状況ではございますけれども、町内会長に限らず、町民の方であろうがご一報をいただいたものについては、こちらのほうで現地等々を確認いたしまして、検討、対応させていただいているという状況でございます。

重ねて、この空き家の実態調査でございますけれども、今定例会終了いたしました後に庁内で空き家と思われる住宅等をリストアップいたしまして、9月の下旬から10月にかけて、係のほうで私どものほうで現地を調査させていただいてというふうに予定しておりますのでございます。

そういったことも含めながら、今後、指導とか助言とか、そういった事案が出てくるのかどうか、そこら辺あたりも鋭意進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上のような状態で取り組んでおるところでございますので、極力、危害が及ぼさない早い段階にというような形で考えておるところでございますので、よろしくご理解いただきたいと存じます。

以上です。

佐藤委員長 佐藤耕二委員。

7番（佐藤耕二委員） 今、空き家問題は全国的な問題になっているわけで、もちろん西川町はそれに輪をかけた状態になっているのではないかなというふうに想像できるわけですが、やはりあちこちに空き家が目立ちますよね。本当に例えば、県道、町道、もちろん国道から離れたところでは、もう廃れたような状態になっているところも見受けられるというような状況の中であるわけです。

町では、西川町の空き家等の適正管理に関する条例を平成24年の9月に制定していると思います。この空き家条例を制定したときには、議会とも非常にいろいろお話し合いをした経過があるかと思えます。

その中で、今の指導案件が2件ということですが、指導に従わない場合は当然、勧告、勧告すればという先ほどのお話のとおりなんですけれども、その辺がどの程度に今なっているのか、今、多分、指導案件2件というのは、一般的に考えてこれしかないのかなと逆に思うところがあります。

町内会長さんからだったら、例えば、町内会長の会長会議あたりでその辺を周知しているのかどうか。やはりそういうことわからないと、ほかの町民の方はなかなかそういう、何というんですか、こういうのありますよというようなことで情報の提供がしにくいのではないかなと思いますから、その辺、やはり徹底するべきではないかなと思います。多分、想像以上にあるかというふうに予想されます。

今回、24年にこれが制定されたときに、当然、町長もご存じだと思いますけれども、議会では附帯決議を出しているわけですね。附帯決議を出して、こういうふうにやってほしいと、これに対して調査してほしいというような項目があるわけです。議会では3つ、3項目にわたって附帯決議を出しております。

その中には行政執行等々も入っているんですけれども、行政執行は少し最終的なことだと

思います。附帯決議の中には、1人暮らしの方、あるいは高齢者の方しかいないというようなところで、町の勧告を受けてもなかなかそれに解体することはできないというようなときは、費用の一部を町のほうで負担するとするようなことも調査事項としてやってほしいというようなことをお願いしております。

あれから6年、7年目を迎えておりますけれども、そういうことを今まで検討されたことがあるかどうかも含めて、お願いしたいと思います。

佐藤委員長 佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤耕二委員からただいま2点のご質問でございますけれども、1点目の危害、いわゆる管理不全な状態になりつつある空き家等の情報提供、これらについては、当然これまでも機会あるごとに呼びかけてございますし、なおかつ、その未然防止というような形も含めながら、ご案内のとおり平成25年の年度からいわゆる春、5月にその年の固定資産等の税金の通知出す段階でも、空き家の適正管理に努めていただきたいと、何かあればこちらのほうにもご相談くださいというようなことで、毎年1回、最低限はその納付書、税額通知書の中に案内をお入れいたしまして、周知を図っているということもでございます。

そういったこともやってございますけれども、今後ともなおいろいろな機会を見つけながら情報提供も含めて呼びかけは行ってまいりたいというふうに考えておるところですので、よろしくご理解いただきたいと思います。

あと、もう1点目の空き家の解体に対する助成ということで受け取らせていただきましたけれども、町といたしましては、当然、現在、将来を見た場合に空き家の問題というのは出て、なかなか解消にならない一つの課題であろうというふうに認識してございまして、ことし令和元年度の予算の中で、まずは観光のイメージアップ等々も図る意味合いも含めながら、観光地における空き家に対する助成というようなことを予算化して、議員の皆様方からもご理解いただいているところでございますが、一般家庭、一般住宅というふうになりますと、当然これまでもさまざま検討を重ねてございますけれども、なかなか今度、管理の責任の問題等々もあろうかと思えます。

きょうの地元新聞のほうにも、鶴岡市の温泉旅館の事案を掲載しながら、新聞社としての意見なども書かれておったようでございますけれども、通常の住宅の管理の問題というのもございます。

そういったさまざま付随する問題も多々あろうかと思えますので、一般住宅に関する助成につきましては、今後とも鋭意検討してまいりたいというふうには考えておるところでござ

います。

以上でございます。

佐藤委員長 佐藤耕二委員。

7番(佐藤耕二委員) 先ほど申しましたように、この空き家条例に関しましては、議会で多分初めてということで附帯決議を出しているわけですね。その附帯決議の内容、今、総務課長のほうから今、回答をお聞きしました。

一般家庭に関しては、これからも鋭意検討していくということですが、この附帯決議を出したときは、もちろん町長、いろいろいろいろお考えだと思いますし、またその内容までは多分もう今は忘れているかと思います。それはもう十分承知の上ですけれども、空き家に関しての町長の見解をお聞きしたいなと思います。

今の附帯決議といいますか、先ほど言ったように、代執行とそれから1人暮らし高齢者に対するその費用の一部を援助するというようなことを、それから土地の場合、土地の寄附を受けることはできないかという、この3つだったんです。

その辺のことなんですけれども、その辺のことを関連しまして、ちょっと町長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

佐藤委員長 答弁は小川町長。

小川町長 空き家対策につきましては、これは前々から全国的な課題でありまして、なかなか解決策が見えない部分がありまして、特に前も議論の中で、個人の資産に対する行政支援ということでもありますので、そういった意味でのあり方、こういったものを含めてであります。県内でも一部市町村で財政支援等もやっておられますが、この西川町でも財政支援というのを当時、石倉地区の放置された建物があって、あれは特に周りの住民の皆さんが通行するのに非常に危険だ、または、まだあのころも小学生も少なかったんですが、生徒の通学路等々のもあって、ぜひともやってほしいというような、そういった危険性を重視した対応になっておりますが、今、総務課長からありましたように、とりあえず危険なものについては勧告をやりながら今後進めていくということではありますが、西川町、空き家、西川町、相当その空き家ありますんで、そういったものを逐一全部、改めて精査しながら、こういった対応が、支援があるべきかというようなことも含めて、今後検討するべきだろうと思っておりますが、ただやっぱり1人暮らしの世帯が非常に多いということで、どうしても2人暮らしから1人暮らしになると、町外から子どもさんの世帯へ転出するという世帯もおりますんで、そういった場合の子どもさんの理解、こういったものもあろうかと思っておりますので、その辺も

含めて検討するべきだと思っていますので、よろしくをお願いします。

佐藤委員長 ほかにありませんか。

佐藤仁委員。

2番(佐藤 仁委員) すみません、私のほうからは2つほど、6款1項4目で産業振興課です。資料でいうと5ページ、決算書でいうと109ページですけれども、月山のめぐみ総合産業の項目で委託料として、総合産業化、668万5,200円、これあります。

ちょっと委員会のほうでもちょっと何か話が出たんだか、ちょっと理解がちょっとできなかったのか、何か教育費に充てているとか、何かそういう話もあったんですが、再度ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

あと、もう一つが建設水道課の除雪に関してですが、8款1項2目の土木費、除雪の件で、建設水道課の資料32ページから33ページの契約状況を見てみますと、除雪費が約1億1,000万以上、1億2,000万弱あるんですが、大体2社が4,000万近く、あと1社が3,000万近くで、大概のもう1億1,000万近くが3社になっていると。

業者はもっているわけですが、そこら辺でいろいろ業者さんの立地条件とか、あと人員とか、あと機械等の持っている、持っていない、あとはやっぱり長年やらないとその地区での、何ていうんですか、なれてないとちょっと危ないとか、いろいろ加味あると思うんですが、ちょっとこの3社でもう1億2,000万もないやつが1億1,000万近くになっているというようなことで、そこら辺がちょっと偏り過ぎなのかな。

要するに、あの除雪そのものは、やっぱり町でお金を出していますので、やっぱりある程度、町の業者さんにある程度の恩恵がないとやっぱり公共的な仕事としては意味がなさないのでないかというふうに思うわけです。

それはできないものをやれと言っても、地区によってはできない。おまえ、あっち行ってやれとか言っても、業者さんでできないとか、あと免許制度とかいろいろあると思うんですが、そこら辺をちょっとお聞きしたいのと、その同じ除雪費の中でちょっと素朴な疑問というか、道の駅の駐車場の除雪が800万ちょっとあるんですが、委託先が西川総合開発なんです。

自分のうちのところを町からお金をもらって除雪をすると、それは町のものだからと言えば、それまでなんでしょうけれども、ちょっと素朴な疑問があります。そこら辺もあわせてお願いします。

佐藤委員長 月山のめぐみについて、工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 まずは、ただいま佐藤委員からありました総合産業化業務推進委託の内容というようなことでございます。

業務委託につきましては、目的としましては、総合交流促進センターを中心としまして、道の駅にしかわは西川町における物流や交流の拠点であるため、本業務において道の駅にしかわを起点とした産業振興をさらに推進するための仕組みづくりやものづくりを行うというようなことで目的でございます。

業務の内容につきましては、30年度につきましては、特にビール醸造技術の習得並びにスキルアップというようなことでございまして、コクワビール、さらには新たなビール、そしてラベルの変更等ございましたので、それら一体的なその改善に係る部分というようなことでございます。

さらに、先ほど申し上げましたとおり、総合産業を推進するためというようなことでございまして、それらの人材等の配置をしていただきながら、道の駅にしかわを起点とした産業振興に関する業務を推進していただくというようなことでございまして、これまで西川町で株式会社で町として実施してまいりました総合産業部分の重立ったその業務を株式会社として実施していただいておりますので、それらに係る新たな商品開発も含めまして、販売等も含めまして委託をさせていただくというようなことで内容でございますので、よろしくお願いいたします。

佐藤委員長 除雪、副町長。

高橋副町長 業者の選定ということですので、指名業者の選定審査会のほうをやっているものですから、私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、委員おっしゃるように、除雪業者は基本的には町外の業者は入れないというふうに思っています。

それは、やっぱりなるべく建設工事もそうですし、町内の業者でできるものは町内の業者に、地域の経済をしっかりと守っていくということがあります。ただし、町内の業者だからといって額を多くするとか、そういうことは一切ございません。

ほかの自治体の除雪状況をごらんになってもおわかりになるかと思いますが、一番ひどいのは側溝に脱輪している除雪車もございまして、要はやっぱりその道路そのものをきちっと周知していない、雪の状況をきちっと周知していない、そういうことになりますとよい道路環境が維持できないということになりますので、これはそのようにしないと。

入札については、競争入札でやっておりますし、委員おっしゃるように、町からの除雪車の対応もしておりますけれども、そのオペレーターの数についても考えながら指名をしてい

るといふようなことでございます。

それから、道の駅でございますけれども、道の駅でNSK、総合開発のほうで指定管理とか、そういうものは一切、道の駅の費用についてはいただいております。町の施設ですから、当然除雪もしなければならぬわけですから、これらについては当然、町のほうの経費でやるしかないというふうなことで、道の駅については総合開発のほうで除雪をさせていただいているというふうなことでございます。

これは、やっぱりこれにつきましては、駐車場の状況なり降雪の状況なり、それを見ながらやっていくということで、それなりの利用者に対する利便性が図られるというふうには思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

佐藤委員長 佐藤仁委員。

2番(佐藤 仁委員) 1問目に関しての産業振興課の件ですけれども、ちょっと何というんですか、率直に言うと株式会社として成り立っているところに、町としてお金を出して委託をして教育をすとか、何かを開発するというのが、ちょっと民間人からすると逆に、そういう制度があれば別なんでしょうけれども、国からとか何か民間企業でもらって、そういう制度があつてお金をもらって、そういうふうな開発とか社員教育をやるというのは別に問題はないとは思うんですけれども、今回の令和元年度の予算書にも同じぐらいの金額が載っているわけですし、やっぱり社員の教育は会社でやるべきですし、ある程度会社で開発とか、自分たちの事業をこういうふうに立ち上げるんだというのは、やっぱり会社内でやるべきものではないのかなというふうな考えだったものですから、ちょっとそこら辺がちょっと腑に落ちないというふうなことで質問をしたところです。

だから、そうなれば例えば別な会社でも、じゃ、うちのところでも教育費くださいとか、そうならないのかどうかというところはちょっと懸念するところです。

あと、除雪に関しては、いろいろな絡みがあつてなっているんでしょうけれども、基本的に商業でも観光でも地産地消ですから、やっぱり町のお金を使うのは最優先はやっぱり町の業者と。

建設業、あと除雪に関しても、それは同様であつて、なるべく町での業者さんがやれるものは、この前の給食費にしても今度は半額補償になる、負担になると、町でお金を出せば町の業者さんにある程度満遍なく、満遍なくとはいかないんでしょうけれども、ある程度平等に仕入れをすとか、やっぱり町のお金を使うのはとにかく町、できる限り町の業者さんにお金を落とすと。ある程度、そしてそれも、何ていうの、偏らないで落とすというのは基本

だと思うので、そこら辺を今後やっていただければ助かるなというふうに思います。

ただ、さっきの件だけちょっともう一回、これお願いします。

佐藤委員長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 ただいま第1点につきまして、株式会社で教育を実施するには町の財源を使うのはおかしいのではないかとというふうなご指摘でございます。

ただ、このそもそもこの会社のビール、さらにはもろもろの一般実施するそれぞれの商品開発なり、そういったものにつきましては、特にビール、例えば月山自然水につきましても、そもそも町の施設として整備をさせてしてきたわけでございます。

その施設整備をさらにその整備を生かしていくというふうな視点から、ビールにつきましても販売、新たな付加価値を高めながら販売拡大に向けて取り組むということにつきましても、この非常に町としましても大事な事業であるというような視点でございます。

そういった観点から、それらビールの関連につきまして必要な検討、さらには技術習得に向けたスキルアップ等についても必要だというふうな視点の中での委託料というようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

佐藤委員長 佐藤仁委員。

2番(佐藤 仁委員) 言わんとするところはわかりますけれども、何というんですかね、総合開発とか、そういうのによくなってもらいたいのは私も当然そういうふうに思ひます。

もちろんビールでもコクワ、いろいろ、あと社員の質も向上してもらいたいのは同じですが、何でもかんでも町となると、やっぱり社員の働く人が例えばこういうものをつくらうとか、こういうものをやるから、こういうものに向かってみんなでやろうとか、ましてや、何ですか、利益、みんなでこういうこうにして、そして利益を上げてみんなで給料をいっぱいもらってボーナスをいっぱいもらおうというような気持ちを持たせるためには、何でもかんでも町の建物だから補助をするんだとか、そういうことではなくて、やっぱりその中で働いている人が、俺たちでやっぱりこの会社を盛り上げていかなければならないんだというような意識づけをするためにも、全て例えば管理の委託料でもさっき出ました、水の管理も1,700万入っている、何でもかんでも例えばそっちのほうにお金をつぎ込むというのではなくて、町から助けてもらわなくてもできるんだというふうな気持ちを株式会社として持ってもらいたいということで、ある程度はその中でやれるのものは、お金がなければできないものはやっぱりやれないし、やるためにはもうけようという、そういう意識づけをやっていかないとまずいのかなというふうなことで言ったつもりです。

以上です。

佐藤委員長 答弁は小川町長。

小川町長 その会社の関係につきましては、いろんなこれまでの議会の中でもいろんなご質問ありましてであります、そもそもこの株式会社の成り立ちであります、以前から西川町の農産物、これらにつきましては非常に品質がこういった気候の関係もあって非常にいいと、特にお米などもそうであります、山形県の一番最初のトップブランド米というようなことで認定された、それほどいいわけではありますが、ただいかにせん西川町の耕地面積が少ないこともあって、少量多品種でありますし、市場流通には向かない生産体制であります。

何とかこの市場流通にできるような、そういった大量のものができないかというのが、これまで試行錯誤して今、啓翁桜などありますが、以前はツルムラサキとか、あとはリンドウとか、そういったものを行ったんですがなかなかできないと、ですから、その少量多品種の農作物にいかに付加価値をつけるか、これがこれまでのずっと長年の西川町の課題であったわけであります。

これを誰がじゃ、それを開発するのか、加工するのか、こういったものが定かではないということもあって、総合開発、まさに名前のとおり総合開発株式会社をつくって、そこで西川町の産物に付加価値をつけて販売する。要するに総合産業です。6次産業、このこれやろうと、やってほしいというようなことで株式会社を会社を設立したと。そして、あの建物をつくったということでありまして、その1番があの水であります。

そして、その後できましたのがビール等ありますが、そのようなことで、そしてその後、西川町では総合産業というようなことで、1次産業から3次産業まで全部つないで一緒になって生産から加工まで一体的にやろう、その共通認識を持ちながらやろうというようなことで、その総合産業化というようなことで来まして、その後、国のほうで6次産業、要するに、1、2、3の産業をつないで全国的にやろうと、そして、地方創生の大きな目玉にしようというのがこれまでの経過であります。

そして、総合開発株式会社は、今申し上げましたように、総合産業化もそうありますが、それとあわせて町内の雇用、こういったものをあの会社を設立しながら、町内の雇用の場を確保したいというような大きな目標があって今まで進んできております。

ですが、あの株式会社はどうしても、今申し上げましたように、総合産業であります、加工販売が主でありまして、その生産の部分については町のほうで指導しながら、ただ、そこを町のほうで指導しながらも、生産と加工と販売、これをいかにコントロールするか、そ

ういったものを含めて株式会社に全体的なものをお願いすると。

きょう、さっきありましたように教育も、社員の教育も含めてであります。ですが、なかなか目に見えないというようなことで前々からありますが、ただ、今、いろんな試行錯誤をやっておりまして、先ほど言いましたようなビールは新たにコクワのビールやら、それからタケノコの冷凍タケノコの販売、それから最近では冬至カボチャのパック詰めの包装のパック詰め、こういったものなどの会社のほうでの研究しながらやっているというようなところでありまして、何分それはなかなかすぐにはやっぱり販売拡大と申しますか、額的には上がってこないわけではありますが、そういったものも含めて、社員教育と申しますか、そして町の1次産品をいかに会社の中で活用するか、そういったことも含めてお願いするということでもありますので、ですから、できれば早目に会社の中、委員おっしゃるように社員の中でそういった社員が育てられればと思っていますので、そこをきちっとやっていきたい。

ここをやっていかないと、あの会社もただの空論になってしまうというふうに思いますので、その辺は十分、我々もその予算執行も見きわめながらやっていきたいと思しますので、よろしくお願いします。

佐藤委員長 ほかにありませんか。

菅野委員。

4番(菅野邦比克委員) 私からちょっとお伺いしたいと思います。

6款1項4目の21節、決算書でいう111ページの一番下の貸付金であります。

これは町農泊推進協議会運営貸付金、これ最初に、これはかわどい亭の貸付金ということですか。ちょっとそこを先に。

佐藤委員長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 ただいまの貸付金ということでございますけれども、この事業につきましては、まず農泊推進事業ということで2カ年にわたりまして実施してきたものでございます。

まず1つには、ハードの部分につきましては、ここに記載をさせていただいておりますけれども、旧川土居小学校の1階の部分、このたび、かわどい亭をオープンさせていただいたものの部分、これにつきまして、農泊推進事業の補助金をいただきましてハードの部分を整備をさせていただいたものでございます。

ただいま委員ご指摘の貸付金のことでございます。まずソフト事業を実施するために、国から補助金をいただいて、このソフトにつきましては100%の補助金でございます。2カ年

にわたりまして実施してきたものですが、30年度につきましては、400万の事業を実施しております。

農泊推進協議会を立ち上げてソフト事業を実施しているものでございますが、実施に当たりまして、補助金の交付につきましては、年度を越しまして3月、整理期間の3月を過ぎて5月ですかね、国のほうから入ってくるお金が400万円入ってくるのが、次の年の5月になるわけです。

実施に当たりましては、もうその30年度の4月から事業が展開するわけでございますので、その事業費用がありません。全くゼロということでございますので、その事業費用のために町で農泊推進協議会に貸付金を出して、そしてそれで事業を実施していただいて、補助金が交付とともに精算をさせていただくというふうなことでございます。そういった貸付金というふうなことでございますので、よろしくご理解をいただければと思います。よろしくお願いいいたします。

佐藤委員長 菅野委員。

4番（菅野邦比克委員） わかりました。事業にして、珍しく貸付金なんてあったものですか、私単純に考えちゃってね、かわどい亭の運営で400万、後で返してもらうのかなと思ったんで、ちょっとその辺お聞きしたわけでございます。わかりました。いわゆる時間のずれという感じでよろしいわけですね。

あと、きのうも申し上げたんですけれども、全体的に補助金、交付金、助成金とかという形でいろいろあって、全体的にいっぱいあるわけなんですけれども、要は、事業が終わったら補助金とか交付金というのは減らしていてもいいんじゃないかなという気はするんですけれども、事業を立ち上げるとずっと助成金とか補助金をしていかなきゃならないんだと、全体的ですけれども、そういう考えは、いわゆる軌道に乗って収益出たらあと終わりでいいんですよという考えはありますか。

佐藤委員長 工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 ただいま委員ご指摘の補助金が継続的に行われるというようなことに対する質問でございます。

農業におきましては、基本的には補助金につきましては、実施の段階で必要な経費としてやはり例えば機械を購入しなきゃいけないとか、投資があることによって以後、継続的に農業が営まれるというようなことをまず前提として、当初年度に補助金というようなことで交付をしながら、営農を確立していただくというふうな考え方でございます。

したがいまして、人材投資事業というか、150万を5年間交付するとか、そういうふうなものがございますけれども、基本的には全部補助金につきましては、交付要綱を定めて期限を限定して実施するものでございますので、永続的に交付するというのはほとんどないというようなことでございます。よろしく願いいたします。

佐藤委員長 ほかにありませんか。

菅野委員。

4番（菅野邦比克委員） 了解いたしました。

だんだん金もなくなって、国とか県からいろいろおもらいしているんだと思いますけれども、やはり効率的な資金の運用というものを十分考慮していただいて、今後ともよろしく願いしたいというふうに思います。

以上です。

佐藤委員長 ほかにありませんか。

伊藤委員。

9番（伊藤哲治委員） 3点ほどお伺いします。

まず最初に、6款1項4目の農業振興費、108から109ページ、13節委託料、先ほど佐藤仁委員のほうからいろいろお話出ていましたけれども、総合産業化業務推進委託料として668万5,000円ほどを総合開発株式会社に委託しているということで、総合産業のいろんな事業について、人材育成も含めてやってもらっているんだという話がございました。

それと、発芽胚芽米の製造管理委託、それから農耕地、山菜きのマーケット等がありまして、全てで3,356万円ほどの委託料があるわけですが、内容についてはいろいろ答弁ありましたのであれですけれども、この委託したときの年間を通してその業務がどういうふうに遂行されたのかという結果報告については、各事業について受けていらっしゃるのかどうか、そこだけ1点、この問題についてはお話をお聞きしておきたいと思います。

それから、15節、同じ110ページから111ページ、15節工事請負費、わさび田解体撤去工事費288万9,000円がございますけれども、当初予算では700万円ほど見ていたのが、補正で410万ほど減らして288万で済んだということのようですけれども、これはワサビ田をつくって大井沢トンネルの水を引いてソバとあわせて根ワサビを開発して、一緒に西川町の商品として売り出していこうということでワサビ田開発をやったんだというふうに思いますけれども、実際、何年間このワサビ田が稼働して、商品として売り出したことがあるのかどうか、幾らの補助がここにつぎ込まれたのか、その点についてお聞きをしておきます。

次に、8款3項2目、132ページから133ページの15節工事請負費、住宅フェンス整備工事費ということで、73万4,000円が計上されて使われています。

これはみどり団地の一戸建て住宅から定住促進集合住宅へ変更したことに伴う各区画の一つに住環境が変わったということで、フェンスをつけて、その集合住宅から促進集合住宅から一戸建ての家が丸見えにならないようにしたんじゃないかというふうに思いますけれども、実際問題として、住環境が変わったことに対する、以前から住まわれている住民の方々に町としてどのような対応をとったのか。

私も実際見てきましたけれども、1階部分からは見えないんだけど、2階さ上がると丸見えなんですね。1メートルぐらいあるのかな、あのフェンスの高さ、あれで果たして住環境が整ったというふうに言えるのかどうか、その辺も含めて、申しわけのようなフェンスに見えましたので回答をいただきたいと思います。

以上、3点。

佐藤委員長 1項目め、総合産業に関すること、それからワサビ田の件については2つあわせまして、工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 3件ほどの業務委託につきまして、年度契約の中で相互の完成なりの部分でちゃんと検証しているのかというようなことでございます。

全て業務委託というふうなことでございますので、業務終了と同時に完成検査をさせていただきながら、業務の内容を確認をさせていただいているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さらには、ワサビ田の件につきまして、当時の補助金というふうなことでなくて、町が整備をいたし、そしてその費用をその場所を地元の農家の方に委託といたしますか、させていただいたというような経過でございます。

当時の費用につきましては、ただいま手元に資料がございませんので、後ほど確認をさせていただいてご答弁申し上げたいと思います。あわせまして、その当時の販売等につきましても残っている資料がありましたら、その辺も含めてご報告申し上げたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

佐藤委員長 3点目、住宅団地の関係ですが、土田建設水道課長。

土田建設水道課長 みどり団地購入者、購入団地の計画変更について、購入者の方に説明したのかというような質問だと思ひますが、こちらにつきましては、みどり団地、平成25年の

8月に分譲開始いたしました。

分譲当初は今、現在建っているその住宅の町営住宅の部分につきましては、長期賃貸住宅を最初計画していたところでございます。その後、計画変更によりまして、長期賃貸住宅は間沢・海味線のほうに移動しまして、その部分については分譲を行ったということになります。

その分譲を行って住宅を建築されたと、その後に定住促進住宅を2棟建設したわけですが、その段階で購入者に説明というふうなことでありますが、その対応はちょっと甘かったのかなと思っております。

その後、その住宅を建てた後に、町営住宅のほうを建設したときにその住宅の購入者、分譲地の購入者から申し入れがありまして、その対策として目隠しになるようなフェンスですが、設置したということになります。

そのフェンスにつきましては、この地区については、建築協定結んでおりまして、塀の高さは1.5メートルに抑えるという、皆さんでの建築協定がありますので、その建築協定の範囲内で可能なところで建てたというふうなことでございます。

その点につきましては、所有者の方とお話し合いをしながら進めさせていただいたところでございます。

以上です。

佐藤委員長 伊藤委員。

9番（伊藤哲治委員） 総合産業化に関しては、きちんとその結果について報告をいただきながら、進捗あるいは成果等について町として見ていかなければ、ただ単なる委託としてお金をやったというだけにとられがちですので、そこはきちんとそういう対応の仕方をしていただきたいというふうに思います。

次に、ワサビ田の件ですけれども、手持ちがないんで後でということもありますが、実際、町が整備をしてワサビ田をつくった。ソバも植えたし、ワサビをつくって、一緒に商品化しようということで多分なさったと思うんですけれども、それが途中で頓挫してしまったというのは大変残念だなというふうに思っています。

それと同じように、同じようなケースでは、大井沢のハウレンソウだってしかりだというふうに思います。

ハウレンソウは解体がありませんので、金額は出てきていませんけれども、ハウレンソウもやめました。あそこには23棟ほどのハウスを設けて、町の助成金も入れてハウレンソウを

つくったわけですがけれども、大変えぐみが少なく新鮮でおいしいということで、小泉進次郎さんも来て種をまいたりしたこともあったというふうに私は記憶をしています。

それがもうつくる人もいない、雇用がなかなか間に合わないということでやめてしまったというのは、町でもう少し手だてをとって、どうやったら継続できるのかということでやっていけば、ハウレンソウにしてもワサビ田にしても続けることもできたんじゃないかというふうに考えるんですけれども、その辺についてはどういうふうに思っているのかお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、住宅フェンスの問題については、あそこに事前から住んでいる方からこれはちょっと住環境が変わって大変だということでの申し入れがあってからフェンスをつくったという話ですがけれども、その建築協定で1.5メートル以上の高さにしてはだめだとか、そういう話があるんだったら、定住促進住宅をつくったときにきちんと事前に住んでいらっしゃる方々に説明をしながら、住環境がこういうふうになるんだということを町としてやっていくというのが大変親切なやり方だなと、親切というよりも当然だなというふうに考えるわけですがけれども、その辺について、町長はどういうふうに考えていらっしゃるのかお尋ねをします。

佐藤委員長 ワサビ田関連のことについては、工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 まず、ワサビ田、さらにはハウレンソウの大井沢における栽培の衰退してしまった件というふうなことでございます。

まず、ワサビ田につきましては、3反歩ほどのワサビ田でございまして、町としましても、先ほど委員ご指摘のとおり、大井沢の新たな水を活用しながら何か特産物をというふうな視点の中で町がモデル事業として実施をしたものでございます。

ただ、その中で当初は新たな苗を導入し、当時、ある程度の生産をできたというふうには認識しておりましたが、やはりワサビそのものはやはり苗を順次更新しながらしていかなきゃいけないというようなこと、そういったことでなかなかその新たな苗を導入するには費用もかかるというふうなことで大変厳しいということ。

そして、特に平成25年に大雨の災害があったわけです。その際には、泥水が中に入ってしまったので、とても新たな導入を図るだけの投資をかけることができないというようなことでございました。

そんな関係から、地元のほうから、地元、その管理をしていただいている農業の法人でございしますが、そちらのほうからぜひもうやめさせていただきたいというふうな希望が要望が

ありましたので、このたび、用地もその法人から借りていたものでしたから、更地にして返していただきたいという要望がありましたので、そのような形でこのたび農地を復旧し、お返ししたというようなことでございます。

ハウレンソウにつきましても、実際にうまくは行っておりましたが、状況で農業法人のほうで雇用していた方が都合によりまして退職等されたというようなことで、その方がいなくなって、とてもその人的な配置が不可能になったというようなことで、やめざるを得ないというようなことございました。

やはり農業はやはり一番、今の現状として何がその、特に大井沢の農地を守っていくためにはどうしたらいいのかというようなことで、取捨選択しながら頑張っているものだというふうに理解しております。

その中で、町はその部分においていかに支援をするのかというようなことだと思います。農業者が方向性を定めたものに対して、町がどうやって支援をしていくのかというようなことでございます。

そんな関係から、ただいま新たな方向性というのを模索しながら、やはり用地をしっかりと整備していくような形というふうな方向性で、その法人のほうは今動いているというようなことございますので、それらに対して町はどうやって支援をしていくのかということで、お互いに相談をしながら推進をしているものでございます。

ただ、そんな関係から、今、ただいま委員ご指摘のとおり、残念ではございますが、やはり維持、大井沢の農地をしっかりと維持していくには何が必要なのかというようなことで、農業者と相談しながら進めさせていただいておりますので、その点ご理解をいただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

佐藤委員長 住宅団地の件について、小川町長。

小川町長 いろんな事業を展開する場合がありますが、今、環境調査というのが必須条件になっていると思っております。

今回の件に関しましては、建築基準法上のいろんな制約につきましてはクリアしたというようなことでの事業執行だと認識しておりますので、委員おっしゃるように、そこにそういったものを建築した場合の環境、これがどういうふうになるのかというような、そういった環境調査、事前の検討、こういったものが非常になかったのかなと思っております。

ですから、今後、先般の一般質問でも質問ありました、これからの住宅団地の造成等につきましても、そういった住宅配置、要するに高さも含めて、そういったものも含めて、整備計

画をすべきだなどは思っていますので、その辺はこれから十分気をつけながらやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

佐藤委員長 伊藤委員。

9番(伊藤哲治委員) 町があそこに住宅団地をつくるというのは、町のシンボルみたいな感じで西川町の住宅団地はここだということの宣伝もしたし、そういう形でずっと対応を今までしてきたんだというふうに私は思っています。

そういう面では、実際、あそこに住んでいらっしゃる方々がどういう思いで住んでいらっしゃるのかということを中心にアンケート調査なり何なりをしなければだめだという話は前もさせていただいたことがありますけれども、そういう面で、その用地の変更、用途変更があった場合には環境に変化が来すわけですので、住んでいる方々からきちんと町の対応を説明をして納得をしていただいてやっていくというのが本当のまちづくりだというふうに思っていますので、今後はぜひそういうことがないように気をつけながら対応をしていただきたいというふうに思います。

あと、ワサビ田の件に関しては、今、課長のほうからありましたけれども、その土地を利用するのに先行できちんと工事とか、それから計画が出たら補助しますし、助成はしますということですが、途中で受託組合なり、あるいはそこに入っている方々がやめたから、やめちゃったということで、やめてしまうということになっちゃえば、補助とか助成を入れても、もうやんだくなかったからやめたはと言ってやめるのと同じで、金がただ単に無駄遣いになるんじゃないかというような気もします。

ハウレンソウを植えた23棟のパイプハウスにしても、どういうふうに利活用、その後なされたのか、その辺もあるわけですので、ぜひ助成を入れたものに関しては当事者に任せるだけじゃなくて、町で最初に対応したら途中でそういう話が出たら、いや、これはこうしたらどうか、いろんな助言はしていると思うんですけれども、それをきちんとやらないと頓挫してしまうということがあると思いますので、そこはぜひ今後そういう形で気をつけてやっていただきたいというふうに思います。

今、町でいろんな雪下ニンジンとか、いろいろやっていますけれども、それも途中でやめたはと言っちゃえば、それで終わりなのかどうか、そんな形では町民は納得しないというふうに思っていますので、そこはきちんと対応していただきたいということで質問を終わらせていただきます。

佐藤委員長 ほかになければ……大泉委員。

5番（大泉奈美委員） 8款3項1目土木費の中で、町営住宅管理に要する経費ということで、予算書130ページからなんですけど、管理に関して2,059万5,000円ほど使っておりまして、町営住宅も空き家が出ているということでお知らせ等でも見られるわけです。

加えて、次の8款3項2目みどり団地、敷地「ずーにゃ」等において購入ということをしているわけなんですけど、これは建設水道課管轄でやっていますが、町営住宅についてはいろいろ補助金の関係でどこか海味住宅で、せせらぎ団地住宅、全体的に見ますと町の町営住宅が非常に施設的にはいいかなというふうに思っています。

コンパクトにできていて、せっかくの建物、空き家にしておくのはもったいないというか、ですので、移住・定住を進めているのであれば、やはりこの管理については建設水道課なのかもしれませんが、それを販売をしていくという方向は、別の課、政策推進課あたりと移住・定住の関係で連携をしながら、もっと積極的に販売するという方向性はあるのかということが一つと、それに加え、次の8款4項1目の都市計画に要する経費ということで、都市計画事業推進のための経費で審議委員会の報酬ありませんでしたという。

これから住宅について、都市計画を進めていながら住宅団地を造成なり、建てていかないと、なかなかこうこうあっからこう、次だからこうというわけにはちょっといかないのかなと、ここは建設水道課のものなんですけど、やはりほかの課と連携、しっかりとした話し合いをして、都市計画という形になるかどうかはわかりませんが、別の形で審議委員会と違って開かれるのかはわかりませんが、もっと計画的にやっていかないと、移住・定住にも一回一回それにその都度、その都度の対応ではなかなか人も集まらないのではないかとことはあります。

実際、しっかりとあいている町営住宅とかみどり団地、積極的に売り出す、例えば職員の手をかけて広報の紙面に出すだけではなくてということを実際行っているのかということと、都市計画、この経費については委員会の報酬ですから、別なことかもしれませんが、その方向性をちょっとお尋ねしたいんですけども。

佐藤委員長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 第1点目のみどり団地等の分譲の関係でございますが、現在も移住・定住のサポートセンターのほうで関係課連携をして対応を進めてわけではございますが、その中でもあわせて紹介をしているというふうな状況でございます。

ただ、積極的にというふうな面では、まだまだ積極性が足りないというふうに思いますので、今後さらに対応について詰めて対応を進めていきたいというふうに思っておりますので、

よろしく願いいたします。

2点目の都市計画絡みの住宅の今後の住宅団地等の整備の件だと思いますが、こちらにつきましては、一般質問でも答弁をさせていただいておりますとおり、今後さらに関係者で十分協議をした上で計画を持った対応を進めていくように、今後、対応を進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

佐藤委員長 大泉委員。

5番（大泉奈美委員） 最初に聞きました町営住宅については、やはりあいているというのは、何か住んでもらって家賃をいただいたほうが、管理費も非常にかかるわけですので、こういったこの場所は何団地でこういったという、全体的な絵面のようなものがあつたほうがいいかなというふうに思うんですが、どうちょっとこの辺についてお願いします。

佐藤委員長 答弁は土田建設水道課長。

土田建設水道課長 町営住宅につきまして、募集をかける際には、何々住宅何号というふうに出しております。

近々に定住促進住宅ですが、残り2つあいておりますので、そちらにつきましては、ホームページ、あとはお知らせ版等でも流れますけれども、そちらについてはホームページのほうでは区画、ここの建物のここの位置だというふうなものを、位置図をつけたもので募集をかける予定になっております。

以上です。

佐藤委員長 これで質疑なしと認めますが、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

佐藤委員長 以上で、第6款農林水産業、第7款商工費、第8款土木費の質疑を終結いたします。

次に、第9款消防費、第10款教育費、第11款災害復旧費について質疑を行います。質疑ありませんか。

伊藤委員。

9番（伊藤哲治委員） 2点ほどちょっとお尋ねをします。

10款1項3目、142ページから143ページにかけて、教育振興費の中で町の育英奨学基金について、基金が7,200万ほどありますよということで、現在残高が2,800万だと、ほかは返済を受けながら充当していくという話がありましたけれども、医師、看護師への支給ということで条例を変更して、町に住んでくれる医師、看護師には町の育英奨学基金については無料

で貸し出しますよということにしたわけですが、今までしてから年数たっていますが、この制度を利用して実際、西川町に住まわれた方がいるのかどうかというのが1点と現状はどうなっているか。

現実的に医師、看護師だけじゃなく、本当に少子高齢化が進む中で若者を呼び込んでくるという意味で考えれば、大学あるいは専門学校を卒業した後、西川町に来てある年数、例えば5年だったら5年間住んでいただければ、その医師、看護師への対応と同じような形で制度を変更して、学生たちに有利に働けるようにやっていけないのかどうか、そこを1点お尋ねをしたいのと、その下の投資及び出資金のところ、山形県の奨学金等返還支援制度があって31万2,000円を支出していますけれども、当初予算で187万円、不用額が156万円あったということですので、この制度を利用して実際、奨学金等を受けた方が何人いらっしゃるのか、その制度に見合った人がいなくて不用額が出てしまったのか、以上2点、お尋ねをしておきます。

佐藤委員長 答弁は安達学校教育課長。

安達学校教育課長 町の育英奨学基金の中で、医師、看護師相当の方が町内で就職なさった場合、免除される制度がありますけれども、それについての該当した方は現在のところいない、おりません。お知らせ等で周知等をしておりますが、現在、そのような方はいない状態となっております。

また、県の奨学金等返還支援制度でございますけれども、こちらについては、市町村連携枠ということで、町内のほうに卒業してから戻ってきて、卒業後6カ月以内に町内に住み、3年間経過した方につきましては、奨学金の返還を3年後から免除するという制度がございますので、そちらのほうでも対応できていると思っております。

それで、県の奨学金等返還支援制度につきましては、27年度から県と一緒に始めているものでありますけれども、27年には、市町村連携枠という町のほうに住んで免除を受ける予定をしている方につきましては、3名該当する方がおりました。また、地方創生枠ということで、県内に就職するという事で免除に該当するであろうという方が1名おりました、27年度は該当、認定を4名しておるところです。

28年度はおりません、29年度は1名認定しております、こちらの方が今回、30年度の決算の中で31万2,000円を支出しているところですが、こちらにつきましては、29年度末にこの奨学金制度について募集を行いまして、それで申請があった方に対して審査を行って認定したということになっております。

予算上は187万2,000円を予算計上しておりましたが、29年度の認定者が1名で短大の方というふうな該当の方でしたので、結果的に31万2,000円の支出だけになったというふうなことになっております。

以上です。

佐藤委員長 9番、伊藤哲治委員。

9番（伊藤哲治委員） 町の育英奨学資金については、該当者がいなかったということで、この制度を利用した方がいなかったということなんですけれども、この医師、看護師だけの無料化、無料化というか、支払いしなくてもいいよという話じゃなく、もっと拡大をして、ちょっとハードルが高過ぎて利用できない方が結構いらっしゃるんじゃないかというふうに思いますので、先ほど言ったように、例えば町に5年間住んでいただけのことを条件にすれば、医師、看護師と同じように無料で町の育英奨学金を受けられるようにするとか、そういった制度の変更をする予定はありませんか、町長にお尋ねします。

佐藤委員長 答弁は小川町長。

小川町長 町の奨学資金につきましては、大変歴史のある制度であります。最近随分とそのレベル、レベルじゃないんだ、制度の枠を拡大しまして、今の状況ですとほとんど方が該当するような、そういった制度になっておりますので、決して申請して受けられなかったということはないと思っております。

ただ、今後、お医者さんと看護師さんと同じようなそういった制度にできないかと、全てについてできないかということですが、この辺は今後の基金の動向も十分踏まえながらだと思っています。そのようなことで、子どもの数、それから基金の利活用、こういったものをどうすべきかというようなことで、今後検討したい、検討を考えたいと思いますので、よろしくをお願いします。

佐藤委員長 伊藤委員。

9番（伊藤哲治委員） 専門学校とか、それから短大とかいろんな形で町の育英奨学金を利用している方は、ただ返還はしなければいけない育英資金を利用している方は結構な数いらっしゃるんじゃないかというふうに思いますけれども、そこをぜひ、今、町長のほうからは検討するという話ありましたけれども、町に5年以上住んでいただけると、そうすれば西川町に対するまた愛着も湧いてくるんじゃないかというふうに思いますので、そういう条件をつければ無償にしてもよろしいんじゃないかというふうに思いますので、その辺についてはぜひ検討をしていただいて、やっていただければというふうに思います。

一つだけお聞きしておきます。現在、その返還をしなきゃいけない町の育英資金をお借りしている人数は何人いらっしゃるのかお尋ねをします。

佐藤委員長 安達学校教育課長。

安達学校教育課長 現在、返還が残っている方について、すみません、今、手持ちでございませんので、後からご報告をさせていただきます。

佐藤委員長 ほかにありませんか。

菅野委員。

4番（菅野邦比克委員） 私のほうから3件ほど、質問させていただきます。

9款1項4目の決算書で139ページであります。

防災無線の保守点検業務委託というふうにして293万7,600円とありますけれども、防災無線については、いろんな国の法律的なものもあると思いますけれども、まだ設置になってから日が浅いわけでごさいますして、点検に毎年、何件とか何百件入っている委託の数字なのかどうか、ここをお聞きしたいと思います。

法令で毎年点検が義務づけているというふうなことであれば仕方ないでしょうけれども、年間300万ぐらいずつ毎年かかるというふうなことになる、相当経費の持ち出しというふうなこともありますので、この辺をちょっとお知らせいただきたいと思います。

あと、10款の3項目、決算書で151ページ、中体連の県大会出場の補助ということで、この前もちょっとお話あったんですけども、それ以外に県大会とか地区大会で個人のご家族の方が普通は行っていらっしゃるということですけども、これはバスで行っているということでもよろしいんですね。後でお答えお願いしたいと思います。

それから、10款4項の1目、ページで163ページ、きのうもちょっとお伺いしたんですけども、体育館のいわゆる雨垂れというんですか、滴というんですか、またオープン当時も随分滴が落ちて拭いてもらったり、いろいろやって今のところけがなくていいんですけども、最近また暑くなったり寒くなったりして雨垂れが落ちているというふうなことで、きのうもちょっといろいろ話し合ったんですけども、何かやっぱり鉄が凍るとか、原因がわからないというようなことなんですけれども、このまま体育館の使用、それから夜のいろんな団体の使用でけがが今のところ出てないからいいと思うんですけども、そういうけが出たときには非常に大きなことになりますので、その原因についてやっぱり早急に業者のほうに確認していただいて、わからないでは済まない問題なのかなというふうな気がしておりますので、事故起きる前の対策をぜひお願いしたいというふうなことで、一応、3件だけ質問させ

ていただきます。

佐藤委員長 1点目、防災無線については、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 菅野委員からご質問がありました第1点目の防災行政無線の委託料につきまして、ご答弁させていただきます。

防災行政無線につきましては、ご案内のとおり、平成29年4月から供用開始しておりますのでございます。

防災行政無線でございまして、何分、機械でございますので、やはりご案内のとおり、毎日朝晩と試験電波等々、晩方ですかね、試験電波等々発して常に正常に稼働しているかどうかという配慮はやってあるわけでございますけれども、万が一稼働していないということがあってはまずい、ぐあいが悪いものですから、定期的に委託料として維持管理の関係で年間当分の間、これぐらいの金額は要してくるというふうに理解してございます。293万7,000円の決算額というような形の金額でございます。

これまで供用開始してから2年ほど経過してございまして、戸別受信機、ご案内のとおり、各世帯のほうにもつけてございまして、1年目あたりはやはり、何というんですか、点検してくれとか、試験電波が聞こえにくいとかという問い合わせもありましたけれども、こちらの戸別受信機のほうも落ちついてきているというふうな昨今になってございます。そういったことも含めながら、委託料のご理解についてよろしくお願い申し上げます。

以上です。

佐藤委員長 2点目は中体連関係、安達学校教育課長。

安達学校教育課長 菅野委員の中学校の部活動においての県大会への出場の生徒の輸送ですけれども、スクールバスで送迎をしております。

佐藤委員長 3点目、体育館の件については、荒木生涯学習課長。

荒木生涯学習課長 ただいま菅野委員の3点目のご質問の町民体育館の雨垂れの件でございますが、昨日の特別委員会でも申し上げましたとおり、体育館の内部の一部が鉄骨がむき出しになっている部分があるというように私も認識を改めていたしたところでございます。

やはり鉄骨むき出しでございますと、季節の変わり目、気温の変化によってどうしても結露が生じてしまうというような部分があるだろうというように思いますので、設計した業者と再度、至急確認をして、今後の対応策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

佐藤委員長 菅野委員。

4番（菅野邦比克委員） 1番目の防災行政無線については、順調に回っていると、落ちついてきたというふうなことで今、お話あったんですけども、そうしますと、いろんなトラブルがなくてもこれぐらいの金は毎年いくんだというふうなことの認識でよろしいのでしょうか。

佐藤委員長 佐藤総務課長。

佐藤総務課長 委員のご質問にお答えいたします。

現段階では、そのような認識でいたしております。なお、金額等については、今後とも留意しながら検討はしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

佐藤委員長 そのほかありませんか。

佐藤仁委員。

2番（佐藤 仁委員） 私からは1点だけです。

10款の4項の6目で、町民スキー場の件なんですけれども、163ページです。

決算のほうを見ると1,000万以上の金が出ていて、きょう資料もらったのに関しては、収入が228万円と、これも月山観光開発（株）のほうに行くということで、ちょっとお金のほうもさることながら、一つちょっと又聞きなんですけれども、町民スキー場に間沢に来たと、町外の人です。だけれども、町民スキー場と書かれていたから町民しか使って悪いんだなと思って、湯殿山まで行ってしまったというようなことで、私も前はあれは間沢スキー場、間沢スキー場という記憶があるんですが、ちょっともったいないなというようなことで、その人だけなのかどうかわかりませんが、町民スキー場でほかの町民じゃないからということで真面目に通り過ぎてしまったのわかりましたが、ちょっとそこら辺もあるということだけちょっと今回、認識してもらいたいなというふうに思って報告だけしておきます。

佐藤委員長 答弁は荒木生涯学習課長。

荒木生涯学習課長 ご指摘いただきましてありがとうございます。

案内看板等につきましては、従来より町民スキー場というようなことだというふうに表示になっていることは認識してございます。

ロッジのほうあたりにも、ちょっと案内看板等がないということから、ことしの予算などもついていることで、案内のほうを徹底してまいりたいと思いますが、ただいまご指摘あったことにつきましては、今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

佐藤委員長 そのほかありませんか。

先ほどの件について、安達学校教育課長。

安達学校教育課長 遅くなって申しわけありません。

先ほどの伊藤委員からご質問で、西川町の育英奨学金の返還者の人数でございますけれども、30年度で返還中の方は48名です。また、据え置きと申しますか、貸与を受けてから返還まで据え置きの該当者が5名、あと返還猶予1名という状況になっております。

佐藤委員長 そのほか質疑なしと認めまして、以上で第9款消防費、第10款教育費、第11款災害復旧費の質疑を終結いたします。

次に、第12款公債費、第13款諸支出金、第14款予備費について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で第12款公債費、第13款諸支出金、第14款予備費の質疑を終結いたします。

これで一般会計歳出の質疑は終了いたしました。

引き続きまして、一般会計の歳入について一括質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤耕二委員。

7番（佐藤耕二委員） 歳入の件なんですけれども、固定資産税があって、先日の全協で固定資産税の過大課税ということで町のほうから説明がありました。そのときは10万3,000円ほどの過大課税があったというような説明があったわけです。

その後、2018年以前は引き続き調査をしていくというようなお話だったと思いますけれども、そうしますと、今回、この引き続きの調査がいつころ終わる予定なのか、その終わった時点で議会への報告はどうなるのか、また、それによってもし、もし過大課税があった場合には今回の認定事項のこの歳入に関してはどのような扱いになるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

佐藤委員長 飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 ただいまの質問でございますが、課税の誤りにつきましては、現年分というようなことで調査が終了したということでございます。

過去分につきましては、これから調査というようなことになります。どれくらいの期間かかるかというのは、ちょっと今のところではちょっと見通しがまだついていないところであ

りますが、順次、手をつけていくということになるかと思えます。

今回の今年度分につきましては、返す金額というのがありますけれども、今後、過去分につきましては、返還金というようなことで、順次、確定次第、返すような形になるかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上でございます。

佐藤委員長 佐藤耕二委員。

7番（佐藤耕二委員） まだ調査いつまで続くかわからないということでしたけれども、2018年度に限って言えばどうなのかと、つまり平成30年度です。今、ここで質疑をやっているわけですから、それに関して多分この固定資産税がここで言うと3億7,625万ですか、ぐらいの課税があったと思えます。税収があったと思うんですね。

そうしますと、今回、平成30年度、調査をいつまで終わらすと、その結果がこうなると、その以前までというお話を今しているわけじゃなくて、とりあえず、30年度はどうなのかということ、この辺は早急に出さなくちゃいけないものだと思うんですけども、その辺は町長はどういうお考えでしょうか。

佐藤委員長 答弁は小川町長。

小川町長 今、調査中ではありますが、まず、30年度のこの決算との関係ではありますが、これは決算は決算でこの額でおさめまして、令和元年度の予算の中で過年度分として返還しますので、よろしくお願ひします。

佐藤委員長 佐藤耕二委員。

7番（佐藤耕二委員） そうしますと、今お話を伺いましたけれども、これが調査終わって確定した時点では、議会への報告はないということで、31年度、令和元年度のその何ということですか、歳入の明細をもってということによろしいんでしょうか。

佐藤委員長 小川町長。

小川町長 まず、30年度分につきましては、調査が終わって今回確定していますので、この後、さかのぼって調査やりますんで、それはその都度、議会のほうにご説明したいと思っていますんで、よろしくお願ひします。

〔「今の10万というのは、令和元年度の現年分」と呼ぶ者あり〕

小川町長 すみません、令和元年度の現年分ですので、この後、30年度も含めて調査しながらやっていきますんで、その分については、議会のほうに報告しながら、そして還付というようなことで補正予算ということになるかと思えます。

これ収入ですので、歳出ですので、議会のほうには報告いたしますので、よろしくお願ひ
します。

佐藤委員長 そのほかありませんか。

伊藤委員。

9番（伊藤哲治委員） 1点だけお聞きをしておきたいと思います。

歳入の分で、町税の収入済額が7億5,300万ほどありますけれども、4年前にも私たしか
お話をさせていただいたことがあったと思うんですけれども、町税で人件費を賄えないのか
と、普通の会社だったら人件費も出せないんだったら人を切るか、あるいは給料を安くする
か、そうしないと会社として成り立っていかないということとやっていくわけですけれども、
町の公共物をいろいろやっていく町の公務員としては、それは私はできないというふうには
思いますけれども、そうじゃなくて、町税が人件費を賄えないほどしか入らないということ
でしたら、その町税をもっと集めるために努力をしなければいけないというふうに思うわけ
です。

前も聞いたんですけれども、4年前から見れば、そういう面では企業は逆に結構撤退して
いるし、雇用の場も少なくなっているというふうなことで、収入の面から見れば大変危惧を
する状況が今の町では続いているんじゃないかというふうに思いますので、いろいろいろん
な議員もお話をしているように、町に雇用の場を持ってくるということをもう少し真剣に考
えていく必要があるんじゃないかということと、企業を持ってこれないんだったら通勤で
寒河江、天童、あるいは東根等に通える、そういう範囲の中で通える若者を呼び込むという
施策をきちんと出していくということが今、町税を収入を上げるためにも必要じゃないかと
いうふうに思いますので、その辺の収入増に向けた町長の考え方がもしあれば、1点お聞き
しておきたいというふうに思います。

佐藤委員長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、町税7億数千万というようなことでありますが、一時期は10億に近かった
9億数千万という時期がありまして、当時であります、これはダムの固定資産が含んでの
額でありまして、現在は収入の約15%であります。

以前よく話題になった、なったと申しますか、一割自治というような、そういったことも
非常に全国的に話題になった時期がございまして、一割自治というのは、要するに収入の
10%そこそこの市町村が非常に多いということとあります。

だから、そういったこと、そういった中でそれぞれの自治体が行政をやっている、そうい

った面で、不足する分については地方交付税で国で賄いますよというのが、この財政の基本ではありますが、それとあわせて、今の税収の上がるような企業誘致、これは当然でありまして、町で決しておろそかにしているわけでありませんで、特に前から申し上げていますように、今ある企業をまず大事にしたいと、撤退しないような、そして商業関係、個人の商業もそうですが、まず後継者がいないとか、そういったこともあります。撤退しないで、そしてやっていただきたいということとあわせて、あとは今後はIT等も含めて大きな企業でなくて小さな会社、こういったものをどういうふうに誘致するかも等であります。

これらについては、前々からふるさと応援団というような、それぞれ東京に出て、それぞれの会社である程度の役職につかれた方です。非常に人脈もあるというようなことで、そういった意味も含めて応援団というものをつくってきたわけでありまして、その辺も含めて、さらに力を入れてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

佐藤委員長 伊藤委員。

9番(伊藤哲治委員) ふるさと応援団の話、今、出ましたけれども、私もふるさと応援団のブロックの総会等に何回か出席をさせていただきましたけれども、だんだん高齢化していった人数も少なくなっている中で、ただそれにしてもいろいろ今、町長がおっしゃったように人脈を持っている方、あといろいろな方を知っていらっしゃるという方が結構いらっしゃいますので、そういう方に働きかけて、西川町にぜひ来ていただく、あるいは先ほど私言ったように、若者を呼び込む施策を町としてやっぱりきちんと考えていくということも必要だというふうに思いますので、その辺にぜひ力を入れていただいて、町税で人件費が賄えるぐらいの町税増収策を考えていただければということをお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 質疑なしと認めます。

以上で、一般会計歳入についての質疑を終結いたします。

次に、一般会計歳入歳出決算について総括質疑に入ります。

さきに質問した内容と重複しないようにご協力をお願いいたします。

それでは、総括質疑を行います。質疑ありませんか。

伊藤委員。

9番（伊藤哲治委員） 款項目が結構いろんな項目に行き渡りますので総括で質問をさせていただきますけれども、IT関係の経費として、システム保守委託料あるいは改修委託料、それから使用料、それからコンピューターの賃借料等、款項目でいえば、1款1項1目から2款2項2目、あるいは10款2項1目等、多岐にわたって委託、IT関係の保守委託料等が結構な数ございます。

トータルするとおおよそ8億円を超していると、ごめんなさい、8,000万ね、8,000万を超しているというふうに計算できるんじゃないかというふうに思います。

それに一般会計が8,000万で、特別会計のほう2,300万ほどを入れれば1億円を超す金額がIT委託料、使用料等に費やされていると、現状があるというふうに思っています。

前もこの委託料については質問させていただいたことがございますけれども、システム関係については、おおよそ業者が持ってきた100%、100円だったら100円という100%の委託料をそのまま、今までですとやったというのが結構多かったんじゃないかというふうに私は理解をしています。

この前、特別委員会でもお話を聞きましたけれども、今はいろいろ精査をしているんだということなんですが、これだけいろんなシステムが行政の場に入り込んで来ている中で、委託料、あるいは使用料、それから賃借料という形で支払わなければいけないという中で、今後もう少し精査をする、あるいは委託、システム使用料だからまけるとは言わないという公の暗黙の了解みたいなのがあるのかどうか分かりませんが、契約はほとんど100%じゃないかと、業者の言いなりという大変ですけども、そういうことがあるんじゃないかというふうに思います。

ぜひ、ここに町としてもメスを入れていただいて、そういったIT関係の委託料、使用料、賃借料等について、もう少しどうにかできないのかということを考えていただきたいというふうに思うわけです。

職員はITに振り回されるというとおかしいですけども、結構いろんな面で大変なのかなと、時々もうシステムが変わるということで、それを覚えるだけでももう四苦八苦しているんじゃないかというふうに思われますので、余裕がないという職員もいらっしゃると思います。

ぜひ、その辺については、人材育成も含めてIT関係にきちんと対応できる職員を育てていただきたいというふうに思いますので、その2点について町の見解を伺います。

佐藤委員長 土田政策推進課長。

土田政策推進課長 まず1点目の経費等の精査についてでございますが、なかなか委員おっしゃるとおり、内容等も技術的な面からも難しい点があるわけでございますが、近隣市町村の動向とか、県の専門部署への相談なども行いながら、精査をしていきたいというふう考えております。

ただ、システムの特性上、人口規模とか職員の数とかによりまして、ある程度経費はかかってくるというふうな部分ございますが、その辺も含めて比較をしながら対応を進めていきたいというふうに考えております。

またなお、業務につきましては、必要なもの、不要なものをできるだけ精査をして、削除をしていくということも事務改善等の中でも検討するというようなこととしておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、今後の人材育成も含めた対応についてでございますが、さまざまな面で研修なども実施をしていきたいというふうに、検討進めて対応をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

佐藤委員長 追加答弁、小川町長。

小川町長 委員がおっしゃるように、このコンピューターの委託につきましては、コンピューターが導入されたのは昭和50年代当初から、いろんな機材が入ってきておるわけですが、当時、このコンピューターの入札にはゼロ円入札というようなこともあって、1回入札でとれば、その後の維持管理はその会社ですっとなるというふうなことで、機材についてはただでもその後で取り返すというような、そういった時代がもうあったわけですが、ただ昭和50年代に国のほうで自治情報センターというふうな国の機関がありまして、そこでコンピューターのシステム開発をやるというような、そういったことがあったわけでありまして、私も実際、そこに情報センターに視察にまいりまして、コンピューターのシステム開発の状況などを見てきて、これからこれであれば大丈夫だなと、そういうふうな感を持ったわけですが、しかし、その後、業界に押されて現在のようになっていますが、ただ最近、国のほうでもこういったシステム委託ですか、そういったもの非常にそれぞれの市町村間で大きな負担になっているというようなこともあって、国のほうでシステム開発、または広域でのそれらのコンピューターをつなぐというような、そういったこともあり得るんじゃないかというような、そういった研究もなされているやに聞いていますんで、物事も大分そこに立ち入ってきたというような考えでありますんで、今後の推移を見たいと思いますんで、よろしくお願ひします。

佐藤委員長 伊藤委員。

9番(伊藤哲治委員) なかなかそのシステム保守委託とか、行政情報システムとか、住基システムとか、もうあらゆるシステムが職場に入ってきている町の行政というのはなかなか大変かなというふうに思っていますけれども、1回入れちゃえばそれで終わりじゃなくて、その都度変わっていくということで、職員の方もそれに対応して勉強していかなければいけないということでなかなか余裕が出てきてないのかなという感じがしています。

もうシステムに追われるという大変ですけども、ITに追われてみずからの考えをなかなか述べる機会がないというような状況も多々出てきているんじゃないかというふうに思われますので、その辺の事務改善、あるいはITを入れたことによって業務が回って楽になるというんだったらわかりますけれども、大変になってくると言うんじゃないと思いますので、その辺について、事務改善委員会の委員長をなさっている副町長の見解をお伺いしておきたいと思います。

佐藤委員長 高橋副町長。

高橋副町長 今、伊藤委員からありましたIT関連の経費につきましては、私も同じ思いといたしますか、それを持っております。

ただ、これまで財務システム、行財政システム、戸籍住民、入りまして、間違いなくその事務の事務量、それは少なくなってきました。そして、システムを入れたことによって、何と申しますか、職員の負担も間違いなく、これはなくなってきました。

今、システムを覚えられない職員とか、システムに振り回される職員というのは、多分西川町の職員ではないと思います。

ただ、やっぱりそのシステムが入ったことによりまして、それでそれ以外の仕事も十分できるようになってきたということがあります。ただ、このままで行きますと、やっぱり国のほうから何でもかんでもシステム、システムと言われますと、最初導入するときは国からも10割とか2分の1とか来るんですよ。でも、その後は更新とか、それから保守点検は来ませんので、それ以外は負担になってくる。

事務改善の中では、特にその件数も少なく、自前でもうやれるのにそういうシステムが入っていないか、一つ、それが検証にあります。でも、余りそういうのではないかと思います。

それから、もう一つは広域での、これはちょっと来年度からというわけにはいきませんが、広域での導入、これは総務省も進めておりまして、全国にも進めておりますがなかなかそれが進まないというのが今、国のほうの現状です。

県内でもそういう広域で導入したことはあるんですけども、今もやっているところもあります。そこは、最初は安かったらしいんです、非常に。ただ、更新時期になったら、何かばか高くなってかなりかえって大変だというようなこともあったようです。

ただ、やっぱり前々から例えば戸籍住民システムですとか、そういうようなものについて、それから別にちょっと古い話ですけども、合併になったときにそういうシステムの導入についても広域化を図ってはどうかということで話も前々からあります。

これは西村山の中でもなかなか難しいです。その中で方針を決めて、そしてやっていかないと、それから様式なんかカスタマイズのない、なるべくないような様式ということにもしていかなければなりませんし、そういうものでも一つの町のITの経費削減についてはこの自治体も同じでございますので、これは広域での導入についても、これは今すぐできるわけではございませんけれども、進めていく必要があるというふうに思っております。

それから、ITを導入、ITってシステムを導入する際の見積もりでございます。ハード設備については、それぞれ業者から見積もりをいただいて、それで競争入札をする。そして、大分ハード設備については比較的には安くなっておりまして、今リースの両立で入札を行って、そしてリース料を払っているというふうなことです。これも長期で5年ぐらいを予定してやっております。

ただ、やっぱりシステムの構築、システムの導入する際のSEさんの賃金、人件費ですとか、それから費用、その内容が一式幾らとか曖昧なものが確かにあります。そういうふうなものも見直していく必要があるというようなことで、各課長にはもう指示しておりますけれども、事務改善の中でも再度しっかりとその辺をしていきたいというふうに思っております。

やっぱり更新の際には、価格が上がらないようにしっかりと業者と協議をして進めていく。それから、このシステムの中には、全国一律で制度改正で、例えば介護保険ですとか、国民健康保険ですとか、そういうのがあるわけで、厚労省とかがお願いをしてシステム開発をしていくと。その開発の経費の全国のシステムの割には結構値段も高いというようなのが現状があります。

これについても、国のほうに申し入れをやっぱりしていく必要があると思いますので、それもこれから考えていきたいというふうに思っております。

なるべく後に負担がないようにIT経費に限らず事務改善の中で、いろいろと事業とか、そういうものは廃止するとか、そういうふうになりますといろいろ抵抗があるというふうに思いますので、その中でしっかりそういうところをやっていかないとだめだなというふうに

思っております、いずれ、いずれといたしますが、そういう中でしっかりした考え方を持ってやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

佐藤委員長 ほかにありませんか。

菅野委員。

4番(菅野邦比克委員) すみません、1つだけ、2款1項1目の決算書で57ページです。

顧問弁護士委託で72万1,000何がしとありますけれども、この前も裁判でやって、いろいろと判決終了したということなんですが、これからもやっぱり行政のほうでいろいろとよその自治体なんかでも裁判に起こるケースというのは結構ありますので、この辺で法務的にやっぱり強くしておくということが必要なのではないかとこのように考えております。

企業のほうでは法務部とかといろいろ設けて対応がきちっとやっているようではありますけれども、この72万で安いのか、高いのか、ちょっとわかりませんが、1人で足りない場合は2人とかすれば、その動きが早いし、早目に結論が出るというふうなことで、そこに携わるその職員の方も非常に1年間とか、結審するまではご苦労があるのではないかなというふうな気がしておりますので、その辺、弁護士を少し強化するという考えはございますでしょうか。

佐藤委員長 佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま菅野委員からございました顧問弁護士委託料の関係でございます。

顧問弁護士につきましては、町の事務事業執行に当たりまして、職員が同士でいろいろ協議検討した結果、疑義の生じた案件等について随時、顧問弁護士のところにお邪魔しながら相談して指導をいただいていると、そういう形でこれまでもやっておりますし、今後ともそういう形で進んでまいりたいというふうに思ひます。

当然おっしゃるとおり、裁判となりますといろいろな面でのやはり負担というのでも出てまいりますので、委員ご指摘のとおり、日常の業務の中で法令解釈あるいはそういったものが誤りのないように、今後とも顧問弁護士を活用、ご相談を申し上げながらという形で進めてまいりたいと思ひますが、人数につきましては、今現在も1つの事務所ではございますけれども、複数名の弁護士がいらっしゃる場所でもございますし、そういった面で必要があれば検討はしてまいりたいなというふうに考えておるところでございます。よろしくご理解ください。

佐藤委員長 菅野委員。

4番(菅野邦比克委員) 最近は何かとあるとすぐ裁判というような形の国民もふえてきま

したので、どこから訴えられるかというのはわかりませんので、ぜひこの辺は強くしていただいて、人数いるといっても70何万だと1人当たり例えば3万だと1人当たり何ぼかというように、少なくて動きが鈍るなんていうことはないような形で、弁護士費用についても10年間同じだとかと、この辺の随時見直しをして、やはり強化を図ることが町政の安定にもつながるのではないかなというふうな気がしておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

佐藤委員長 そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

佐藤委員長 なし、質疑なしと認め、以上で一般会計歳入歳出決算について総括質疑を終結いたします。

これで認定第1号 平成30年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑について十分に尽くされたと思ひますので、審査を終結いたします。

それでは、討論を省略し、採決いたします。

認定第1号 平成30年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

佐藤委員長 全員です。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで休憩をいたします。

3時15分までといたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時15分

佐藤委員長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

特別会計、企業会計の審査を行います。会計ごとに歳入歳出一括しての質疑といたします。

初めに……

〔発言する者あり〕

佐藤委員長 認定第2号に入る前に、先ほどの質問に対し、産業振興課長から回答がありますので、答弁を許します。

産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 先ほど伊藤委員からありましたワサビ田の工事、さらには売り上げ、その後の売り上げ等につきまして、ご報告を申し上げます。

本ワサビ田の工事につきましては、当初、平成17年度の事業として整備をしたものでございます。当時、造成工事費として1,112万7,000円ほどの事業費で実施したものでございまして、その2分の1を国庫の事業として補助をいただいて実施したものでございます。

その後、平成18年度から栽培を開始しまして、販売したのは平成19年度からでございまして、当初売り上げとしましては49万円ほどございましたけれども、年々、人件費と見合うだけの収入がなかなか得られない状況でございました。

ただ、21年度に51万ほどの収入もあったわけですが、平成22年度から21万、その後、23年度4万6,000円ということで、25年度の豪雨災害以降はもう1万円を切るような状況だったというようなことで、なかなかその改善には向かえなかったというようなことでございましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

認定第2号の質疑・採決

佐藤委員長 それでは、認定第2号 平成30年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象といたします。質疑ありませんか。

3番、佐藤光康委員。

3番（佐藤光康委員） 国民健康保険税が本当に高いというのが実感、私もそうですので、本当に高いと思うんです。

国の問題が一番大きいわけですがけれども、昨年で8万7,000円、ことしですか、8万7,000円、1人当たり8万7,000円ですよ。県で7番目に低いという話でした。ですが、この資料集で見ますと、平成24年は1人当たり6万9,000円ということで、四、五年でもう2万円近く上がっているんですよ。

それで、国民健康保険給付基金の基金があるわけですね。被保険者から集めたお金がこれ

だけ余ったと、今回も剰余金で余るということで、そこの基金に繰り入れるということになるわけですが、余ったらやっぱり返すというのが当たり前のことだと思いますので、基金を取り崩して安く、もしくは下げるといことはできないのかどうか、お願いします。
佐藤委員長 答弁は飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 国保の保険税の関係についてのご質問でございます。

先ほども委員のほうからありましたが、西川町のほう、県内的には保険税のほう低いほうになってございます。ただ、制度改革のほうがございまして、年々少しずつ上げてきたという経緯もございます。

今年度から資産割のほうもなくなりまして、金額のほうまた下がるかと思うんですけども、制度改革終わりました、二、三年につきましたは、このままちょっと経緯のほうをちょっと見たいというふうに思っているところであります。

基金のほうの残額もございまして、これにつきましたは、委員会のほうにちょっと申し上げましたが、国の算定のほうのミス等々もございまして、追加徴収も来年あたりにあるやに聞いております。

以上のようなことから、ちょっと数年、ちょっとその保険税につきましたは、経緯のほうを見させていただきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

佐藤委員長 佐藤委員。

3番(佐藤光康委員) 本当に町民の生活が厳しくなっている状況ですので、ぜひご検討をお願いします。

佐藤委員長 ほかにありませんか。

大泉奈美委員。

5番(大泉奈美委員) 介護保険特別会計のうち……

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

5番(大泉奈美委員) これ……

佐藤委員長 今、国保です。

5番(大泉奈美委員) 国保か、すみません。

佐藤委員長 佐藤委員。

2番(佐藤 仁委員) 今の佐藤光康委員のほうからも関連の件が出ましたけれども、今までですと町でやっていたわけですが、去年から県に主体が移ったということで、今ま

で町の施策として医療費をかけないようにということで健康診断なんかも結構補助をして、大きい病気になる前に予防しようというようなことで、町単独としていろいろ努力をしてきた結果、結構保険料が安いというような経緯があると思うんです。

それで、今度、県になった場合に、ちょっとシステム、私、わかんないんで聞くんですが、例えば努力したところ、努力しないところは案分になって、努力したところが損しないのかと、保険料ですよ、標準評価率とか何かといろいろありますよね、今度、県になって、それが市町村に落ちてくるというようなこともあって、だからそこら辺で、町が一生懸命やっている割には今後の保険料が生かされてくるのかどうか、そこら辺をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

佐藤委員長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、国保の一本化になって、ことし初年度であります、先ほど佐藤委員からもあったわけですが、これは国民健康保険税はあくまで目的税であります。要するに、1年間でどの程度、費用が必要なのか、それに向けて制度上の負担割合を出して、そしてその分を皆さんからいただくということになります。

ですから、端的に言えば、国民健康保険で医療にかかれば個人負担が3割、あと国の負担、交付金といいますか、これは大体4割が制度上です。ですから、3割は税金でいただくということになります。ですから、その3割分をいかに減らすかとなれば、要するに医療費をいかに減らすかです。

今回、原案のさっきありましたように、基金が非常に多いということですが、これは基金も計算上は非常にいろいろな計算は非常に困難でありまして、特に今、末期がんが非常に多いということでありまして、中にはあの有名になりましたオポジットだか、何だかありますが、1回、その医療をやれば年間3,000万、ですから3,000万のうちの3割は国民健康保険税にはね返ると、そうして今はそれとあわせて高額医療費でありますんで、個人負担分は1割にも満たない、その分の不足する分は税金にはね返るといような、そういった制度になっております。

ですから、今ありましたように、いかにそれぞれの市町村で事前の保健、健康管理、こういったものをいかにするか、要するに努力義務です。そういったこともあって、西川町はこれまで医療費は県内でもトップ、トップではないんですが、上から5番目に入る、しかし税金は下のほうから五、六番目というような、そういった努力をやってきたわけです。

そのようなこともあって、この県の一本化に際しましては、町としての意見はまずはそれ

それぞれの市町村の努力義務を十分反映してほしいと、ですから、それぞれの市町村でやった分については、税金に税率算定には町での独自の部分を反映してほしい。

それからもう一点は、基金も大分あったわけでありまして、その基金については、ぜひ町にそれぞれの町の自由裁量で基金は使えるようにというような、そういった要望をしながら今回の一本化になったわけでありまして。

ですから、その分は全て県のほうで、県のほうと申しますか、県全体で同じような意見もあったわけでありまして、そのようになったわけでありまして。ですから、そういった意味もあって、まず町の努力でありますんで、保健、健康、西川町のスローガンも「“キラリ月山”健康 元気 にしかわ！」でありますんで、今、山形の今回の市長選挙でも健康都市宣言と申しますか、そういった今、日本全国健康が一番だというようなことでもありますんで、そういった意味では、これからは健康づくり、さらにいけば予防、こういったものが第一と考えておりますんで、よろしく申し上げます。

佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決いたします。

認定第2号 平成30年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

佐藤委員長 賛成多数であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号の質疑・採決

佐藤委員長 次に、認定第3号 平成30年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第3号 平成30年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第4号の質疑・採決

佐藤委員長 次に、認定第4号 平成30年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第4号 平成30年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号の質疑・採決

佐藤委員長 次に、認定第5号 平成30年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第5号 平成30年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第6号の質疑・採決

佐藤委員長 次に、認定第6号 平成30年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第6号 平成30年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第7号の質疑・採決

佐藤委員長 次に、認定第7号 平成30年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

5番、大泉委員。

5番（大泉奈美委員） 介護予防生活支援サービス事業の中で、元気アップ教室、しゃきつと筋トレ、パワーリハビリ教室など、そういった教室を開催し、高齢者活動拠点ということで、上間沢サロン、西川ドリームクラブ、今年度は綱取地区でも始めるということで予算がついており、町民の健康のために使っている教室なんです、これにつきまして、要は筋力とか持久力とか運動効果、やはりこれをしたことによつてのこういう効果がありますということ、これをデジタル化するということは必要で、これによつてもうちょっと人を集められるということもあると思うんですが、そういったデータ化はしているのかをひとつお尋ねをいたします。

佐藤委員長 答弁は奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 介護予防生活支援サービス事業の事業の内容につきまして、効果の測定などについてでございます。

ただいまありました各教室、3つの教室ともに、元気アップ教室ですと、山形の済生会健

康増進センターめぐみの専門の運動療法士の方から来ていただきまして、教室の開始前、それから途中、それから最終的にと、一人一人の効果測定を行って、3コースに分けて15回、それぞれ行っておりますが、それぞれにおきまして、そのコースごとに参加者の変容の様子ですとか、その教室での実績、活動状況などについて詳細に委託先のほうから報告をいただきながら、また本人に対しても教室の効果、それから教室を卒業した後のフォローなどについてもしていただきまして、なかなか参加者の中ではもう一回通いたいといった方もいらっしゃいますが、まずは効果が見られたということで卒業していただく。

そのほかにも、しゃきっと筋トレにつきましては、西川町立病院、これは理学療法士の方より効果測定をしていただいております。

それから、パワーリハビリ教室については、ケアハイツ西川、専門の器具を購入いただきまして、その中でもそれぞれ参加者の行動変容、筋力の状況、体の機能、生活機能の部分などについても効果の測定を行いながら、実際に行っているというところがございます。

以上であります。

佐藤委員長 大泉委員。

5番（大泉奈美委員） 先ほど来、健康保険についてもやはりなるべく病院にかからないよという、健康、元気という町のキャッチフレーズにもあるように、町には体育館を新設しましたがトレーニングルームもないということで、やはり運動というのはその人、その人に合ったものが必要かなというふうに思います。

データ化して見える化をし、周知をし、人を集めるということは、非常に大事なことかなということもありまして、今後もそういったことを踏まえて、運動教室などを開いていただきたいなというふうに思います。

以上です。

佐藤委員長 データ化、効果について、奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 この事業につきましては、あくまで介護保険のいわゆる65歳以上の高齢者の方を対象としているということでございますが、こういった教室に通う方、いわゆる要介護状態にならないよという方でございます。

こういった方が10年後、20年後に要介護状態にならないように、若いうちからそういった対象の事業ということで、今後もこういったデータ化している部分についても周知をしながら、事業のPR等に役立てていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第7号 平成30年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第8号の質疑・採決

佐藤委員長 次に、認定第8号 平成30年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第8号 平成30年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第9号の質疑・採決

佐藤委員長 次に、認定第9号 平成30年度西川町病院事業会計決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

荒木委員。

1番（荒木俊夫委員） 病院事業についてお伺いしたいと思います。

病院の新改革プランのもと、病院内の接遇についてはよくなったという声を聞くようにな

りました。しかし、今回の経営面で見ますと、病床利用率が50%を割って40.5%、1日平均入院患者数が17.4、1日平均外来患者数が91.2と、減少傾向にあります。こうやって医業収益は減少している。ただ、しかし職員は4名増員になり、給与費や経費は一方増加しているということになります。

経営のバランスをとるために、30年度は一般会計より2億9,000万円を繰り入れしましたが、それでも約300万の損失が出ております。

人口減少が続いておりますけれども、医療費そのものは減少はしていないと、増加しているということになっておりまして、ただ、全て町立病院で治療等が完治するわけではございませんけれども、全てが町営病院に行くというわけではございませんが、2億9,000万円というのは事業収入の、病院全体の事業収入の44%を占めるわけですね、半分近くを占めると。町民1人当たりでいきますと、5万4,600円の負担というふうになります。

町立病院については、歯科、歯医者さんを除いて町内唯一の医療機関でありまして、町民の医療のとりでであります。町民が健康で安心して生活するための重要な施設だというふうに思っております。町民の健康を守り、安心して生活するために、町民の心のよりどころとしても重要なところであります。

ぜひ、町民みんなが利用しやすいよう努力していただくとともに、町民みんなが病院を守り育てるという意識の醸成が必要なのではないかと、内部努力もなさっていると思っておりますけれども、そういった町民運動的な我々の病院だという意識ももっとも必要なのではないかというふうに思うわけですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

佐藤委員長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、利用率を上げるという点では、委員おっしゃるとおり、町民運動などにもっていければと思っておりますし、私もいろんな場所でまず町内の病院もそうですが、商店も町内産品愛用運動などと言って、ずっといろんな場所で申し上げてきておりますが、まさに先ほど答弁で申し上げましたとおり、病院の利用率は大体5、5、50ぐらいかなと思っておりますので、それをぜひとも上げていきたいということです。

今の病院の各プランもありますが、そういった中で病院のほうも非常に頑張って、医院長以下頑張っておられまして、一昨年からは健康まつりというようなことで、それぞれ各地域で行われておりました健康まつり、それにつきましても、病院の医師が率先して講師として出られる、そしてさらに町一本の健康まつりも開催してというようなことで、徐々にではありますが、そういった面からも町民の皆さんのご理解を得ているわけでありまして、そういっ

た意味も含めて、今後さらに、今の健康福祉課に保健師も1名増員しておりますので、そういったものを含めてさらなる利用拡大に向けたいと。

そして、もう一つは、今回リハビリ、さらには、整形外科の増員を科の設置をやったわけでありまして、あれも前からリハビリを何とかしてほしいというようなことがあったわけですが、ただ単にリハビリだけではだめだということで、どうしても整形外科とのペアでというようなことで念願しておったわけですが、それが今回念願がかなえられまして、非常に町民の皆さんからも利用率がいいと聞いていますので、それらも含めて全体的に相乗効果を上げていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

佐藤委員長 荒木委員。

1番（荒木俊夫委員） 病院の先生方にも健康まつり等出ていただいて、住民とのきずなを強くしながら、信頼関係のもとに進んでいただければというふうに思っております。

町立病院は、昔から1.5次病院というような言い方をしてまいりましたけれども、かかりつけ医、ホームドクターのちょっと上だという、身近なものだというふうになっておりますけれども、前に在宅医療・介護連携推進事業ですか、医師会等やって、大きな病院に入院して、ある程度よくなったら町立病院に戻してもらおうというようなシステムがあって、これもまだ負担金を出していらっしゃるというふうに思うんですけれども、ある方が町立病院に戻って家族のもとで近くで入院したいと言ったら、なかなか紹介してもらえなかったということもありまして、患者さんなり家族が望んでも、医療の問題がありちょっとよくわかりませんけれども、医療的にはある程度終わったんだということでありましたけれども、それでも戻してもらえなかったというようなことを相談されたんですけれども、なかなかそれは医療の問題でありますんで言えるところでないんですけれども、その在宅医療・介護連携維持推進事業という、このシステムは稼動しているのかどうかお聞きしたいと思います。

佐藤委員長 答弁は奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 この事業につきましては、管内の寒河江市西村山郡医師会のもとに、いわゆる管内の病院、それから行政、それから医師会、訪問看護ステーション等々の組織化のもと、新たな流れとして、いわゆる病院から在宅に戻るまでのスムーズな連携、それも広域的な施設の利用というような中で事業を進めているところであります。

ご指摘の病院の移動の関係等々につきましては、お医者さん、医師の判断というものもございまして、ちょっと私のほうからは存じ上げるところではないものではありますが、いわゆるケアマネジャー間、施設、それから病院の看護師、それから行政の職員との連携等につ

きましては、毎年度、数回の研修会、それから定期的に会議等を開きながら、管内の医療、介護、保健の資源を網羅しましたパンフレットの作成など、情報の連携に努めているというところであります。

特に、介護の分野でありますとショートステイのあき状況ですとか、そういった施設間の連携など、随時ファクスやメールなどで入ってくるような仕組みということでございますので、そういった部分で新たな活用、町内だけでなく、広域的な施設での連携が図られているという状況で今も事業が進んでいるところでございます。

以上であります。

佐藤委員長 荒木委員。

1番（荒木俊夫委員） これまでも交通の問題、足の問題もいろいろ出ておりましたけれども、医療の度合いはよると思いますが、山形や河北まで通う家族の方も大変だということがあって、本人も家族も、また、もし先生も西川町立病院に戻ってもいいよということであれば、積極的に近くに転院させていただきたいなというふうに思いますし、そう働きかけてをお願いしたいというふうに思います。

先ほど、事務長のほうから病床の減とかという話が先ほどあったんですけども、病床を減少させて、稼働率が悪いから減少させるのかどうかあれですけども、19床以下になれば診療所になってしまうわけですけども、ただ、今、病院の病棟のほうでは3交代の看護体制をとっているわけです。

入院がある限りにおいては、基準をどうするかでしょうけれども、3交代、2名ずつという分は、病床が減らなければならないわけでありまして、ぜひ病床の増減等を考える場合も十分に検討をしていただいて、収入だけが減になってということではなくて、全体的なバランスをとりながら考えていただきたいと思いますので、その辺についてよろしくお願いしたいと思いますし、どのように考えているか、もしありましたら事務長からお願いしたいと思います。

佐藤委員長 松田病院事務長。

松田病院事務長 病床につきましては、改革プランを策定した時点での減少ということで、県の地域医療構想の中でも急性期の病床は減少、回復期はふやすという、そういう大きな流れがあるわけです。

あとは、町立病院の今言われたような状況もあるということを加味して、あと町立病院の入院状況を加味して、最大でやっぱり30人ぐらいなんです。プラスアルファということで、

35という数字を出しておりました。

より具体的にということで、先ほど答弁しましたとおり、今のところの検討の目安ですが33床くらいというようなことをちょっと想定をしているところでございます。

収益につきましては、診療報酬の中で今までいていた10対1の看護基本料ということで、町立病院でとることのできる一番高いランクのものですが、それも診療報酬変わりました、急性期一般入院基本料の4から7ということで、4が高いんですけども、4から7を推移して、今月、先月、今月あたりは重症度の方の度合いもありますので、5あたりをとっていただるところでございます。

なので、昨年から比べますと、収益的なことを申し上げれば、入院収益は1割程度、去年より高いというようなところで推移をしているところでございます。

その急性期の今の基本料を来年度以降も続けていくために、データ提出加算というのが義務づけになったということで、猶予期間が今年度まででございますので、何としても今年中にデータ提出加算を取得し、それがとれると地域包括ケア病棟への一部転換ということも見えてくるというようなことで今のところは動いているというような状況でございます。

以上です。

佐藤委員長 菅野委員。

4番（菅野邦比克委員） 今年度の繰り出しが2億9,000万なったということで、改革プランの中でずっといろんな項目を進めて、大分前よりはよくなったというふうなことですけれども、実態的に先ほども人数が減っているというふうなことで、この前も審査会で聞いたんですけども、看護師の数も十分入院に対応できる数はいるというふうなことで、誰でも彼でも入院すればいいというわけではないですけれども、ある程度の患者、入院患者があれば入院して収益を上げる努力も当然やっていかなきゃいけないのではないかと。

あと、入院でなくて、いわゆる1日健診に来られる方、なぜふえないかと言えば、今までの経緯もあってそうなって、寒河江あたりに行くといっぱいいると、こういうふうなことですけれども、やっぱり信頼戻していくというのはなかなか大変なことだろうとは思いますが、でも今は一生懸命やっているということですから、徐々に戻ってくるかとは思いますが。

ただ、私心配するのは、この前も申し上げたんですけども、人口が減る、税収が減る、その中で3億近くを繰り出ししていくというふうなことになる、どこまで耐え得るのかと、耐えられるのかというふうなことがあって、限度はこの辺ぐらいまでかというふうな目標、

低ければ低いほどいいんです。2億7,000万の目標で2億9,000万の赤字だったと、繰り出しだったと、それが2億5,000万になって、2億になったと言えば非常に改善が見られると、こういうふうなことですけれども、一番の問題は病院のいわゆるこういうふうなちょっと悪化している病院の経営の責任者って誰なのか、その辺がはっきりしていなくて、責任体制が、だから誰が責任があるのかというようなことが明確になっていないと、経営に皆タッチしないでそのままののかなというような、ちょっと思いますので、誰なのかちょっとその辺からちょっとお聞きしたいと思います。

佐藤委員長 経営に関することですので、小川町長。

小川町長 病院の最終的な責任者は誰かということですが、設置者は町長になっていますので、町長であります。ただ、寒河江市立病院のように管理者というような役職も置いている病院もありますが、その辺は最終的には市長、町長だと思っています。

佐藤委員長 菅野委員。

4番(菅野邦比克委員) 町長もいろんな業務で大変忙しいでしょうから、ある程度、経営を随時見られる人の管理者を配属しておくというのも、病院会計を潤かしていく一つ手段かなと思って前から考えているわけです。

やっぱりいろんな施策を打ってもなかなか改善しない、ないよりはあったほうがいいと皆さんいう、私もそう思います。でも、これから先、病院のあり方がどうあればいいんだと、さっき荒木委員からもいろいろあったんですけれども、その辺もう一回、どうあるべきなのかというものを、具体的にはしているんでしょうけれども、もう一回やっぱり話し合いをしながら、何があればいい、何がなくてもいいとか、そういうあれで経営をきちっとしていったほうがいいのかと。

病院は人の健康を守ると言うんですけれども、病院もやっぱり健康体でなければならないのではないかと私は常に思っております。なぜ民間の病院が黒字で公立病院が赤字なのかというのもやっぱり疑問というのは前から持っておりますので、ぜひ責任体制を持たせるには管理者を設けるのであれば、きちっと持たせて病院のその管理の中に、医院長先生もやっぱりなかなかタッチしないと思いますので、ぜひその辺、よろしくお願ひしたいと思います。

佐藤委員長 小川町長。

小川町長 病院の運営と申します、経営というよりも運営のほうにつきましては、医院長のほうにお願いしているわけでありまして、経営全般につきましては、事務長のほうからは随時、経営全般の報告を受けながら、質疑事項も含めてであります、あとは全般的には予算

決算の折に今のところやっているような状況であります。さらに今後、委員おっしゃるようにならざるを得ない組織の中でやるべきか。

ただ、管理者を置くとなりますと、こういった形で管理者を置くのかどうかもありますし、一般の町立病院で管理者を置くというのは非常に少ないわけでありまして、そういった意味では、今後さらなる圏域の医療計画もありますので、そして1市4町の、1市4町と3つしかない、寒河江と朝日と西川しかないんですが、その役割分担も含めて、今の広域的な役割も含めて、そういったものを含めて、今後病院の経営についてはやるべきだと思っておりますので、よろしくお願いします。

佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第9号 平成30年度西川町病院事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第10号の質疑・採決

佐藤委員長 次に、認定第10号 平成30年度西川町水道事業会計決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第10号 平成30年度西川町水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

以上、本委員会に付託されました平成30年度西川町一般会計、特別会計、企業会計決算の

認定について、原案のとおり全て認定されました。

なお、委員会報告書の作成については、委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員長 異議なしと認めます。

閉会の宣告

佐藤委員長 これをもって決算特別委員会を閉会します。

審議にご協力いただき、まことにありがとうございました。

閉会 午後 3時57分